

2011年2月

発行登録追補目論見書

Deutsche Bank



ドイツ銀行

ドイツ銀行ロンドン支店2012年3月8日満期
早期償還条項付ノックイン型
日経平均株価連動円建債券

－ 売 出 人 －

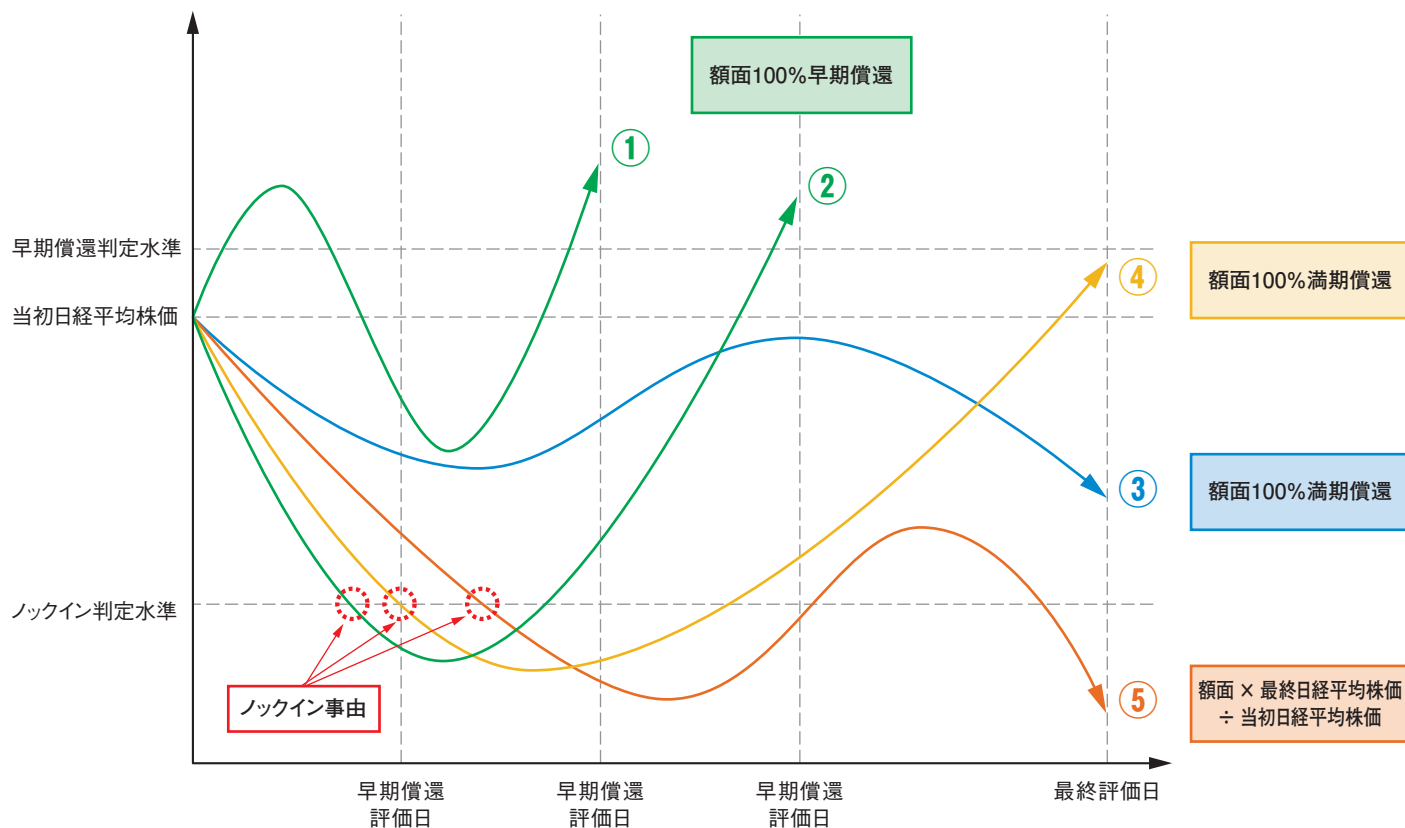
株式会社SBI証券

ドイツ銀行ロンドン支店2012年3月8日満期早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動円建債券の満期償還金額および償還時期は、本社債の要項に従い、日経平均株価の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」をご参照下さい。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。
あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、②額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還評価日において、「日経平均株価終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、日経平均株価がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、日経平均株価がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「日経平均株価終値 $\geq$ 当初日経平均株価終値」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、日経平均株価がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「日経平均株価終値 $<$ 当初日経平均株価終値」の場合、「額面金額 $\times$ (最終日経平均株価 $\div$ 当初日経平均株価)」の現金にて満期償還となります。

※ 詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「(1) 利息」および「(2) 償還および買入れ」を、ご確認ください。

想定損失額について

満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標（日経平均株価）の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」という）のシミュレーションです（将来における実際の損失額を示すものではありません。）。

<満期償還時の想定損失額（過去データ）>

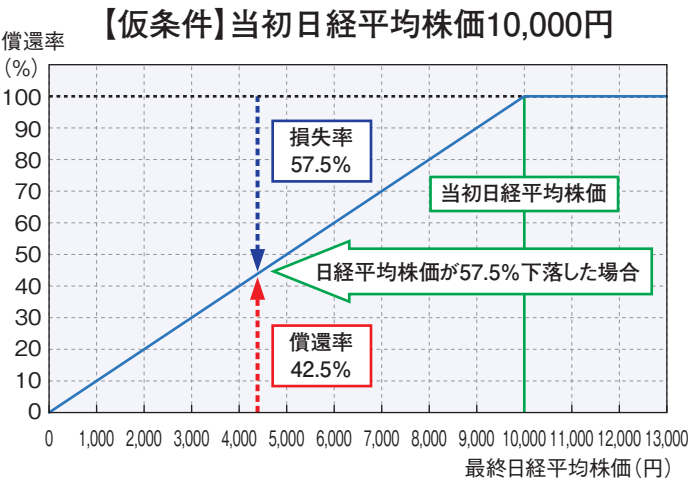
以下の観測期間における日経平均株価の最大下落率は、以下の通りです。

観測期間	期間	日経平均株価		最大下落率
		最大値	最小値	
2010/8/1～2011/2/1	6ヶ月	10,589.76	8,824.06	-16.7%
2010/2/1～2011/2/1	1年	11,339.30	8,824.06	-22.2%
2007/11/1～2008/11/1※	1年	16,870.40	7,162.90	-57.5%

※1970年以降で1年間における過去最大の下落率が、2007/11/1～2008/11/1の観測期間における下落率になります。

<満期償還のイメージ（ロックイン事由発生時）>

本債券の満期償還時における日経平均株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に57.5%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して57.5%相当になります。
上記想定最大下落率を超えて日経平均株価が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。



当初日経平均株価からの下落率に応じた、1券面金額500,000円あたりの想定損失額は、以下のとおりです。

当初日経平均株価からの下落率	満期償還金額(円)	想定損失額(円)	償還率
0%	500,000	0	100%
-10%	450,000	-50,000	90%
-20%	400,000	-100,000	80%
-30%	350,000	-150,000	70%
-40%	300,000	-200,000	60%
-50%	250,000	-250,000	50%
-60%	200,000	-300,000	40%
-70%	150,000	-350,000	30%
-80%	100,000	-400,000	20%
-90%	50,000	-450,000	10%
-100%	0	-500,000	0%

中途売却時の想定損失額

- 本債券の中途売却価格は、中途売却時における日経平均株価の価格変化に加え、発行体の信用状況、流動性コストなどが反映されて決定されます。
- そのため、中途売却に伴う損失見込額は満期償還時における想定損失額よりも、更に拡大する可能性があります（なお市場環境の変化により、中途売却できない場合があります）。

<日経平均株価（ご参考）>



出所：ブルームバーグ、2000年1月4日から2011年1月31日

ご注意事項
想定損失額は、あくまでも過去における日経平均株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。将来において日経平均株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

※上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご注意ください。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	3
第 1 【募集要項】	3
第 2 【売出要項】	3
1 【売出有価証券】	3
2 【売出しの条件】	5
第 3 【第三者割当の場合の特記事項】	30
第二部 【公開買付けに関する情報】	31
第三部 【参照情報】	31
第 1 【参照書類】	31
第 2 【参照書類の補完情報】	31
第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】	32
第四部 【保証会社等の情報】	33
第 1 【保証会社情報】	33
第 2 【保証会社以外の会社の情報】	33
第 3 【指数等の情報】	34
[別紙]	35
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	42
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	43
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	74

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 22－外26－3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月15日

【会社名】 ドイツ銀行
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長
ジョナサン・ブレイク
(Jonathan Blake, Managing Director, Global Head of Debt Issuance)
ディレクター 欧州市場部長
マルコ・ツィマーマン
(Marco Zimmermann, Director, Head of Issuance Europe)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 D-60486 フランクフルト・アム・マイン
テオドル・ホイス・アレー 70
(Theodor-Heuss-Allee 70, D-60486 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中 野 春 芽
弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 6億円

【発行登録書の内容】

提出日	平成22年9月30日
効力発生日	平成22年10月8日
有効期限	平成24年10月7日
発行登録番号	22－外26
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 2,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
22-外26-1	平成23年 2 月10日	2,500万オーストラ リア・ドル (20億3,200万円) ^(注1)	該当事項なし。	
22-外26-2	平成23年 2 月10日	3,500万ブラジル・ レアル (17億1,955万円) ^(注2)		
実績合計額		37億5,155万円 ^(注3)	減額総額	0 円

(注1) オーストラリア・ドル (以下「豪ドル」という。) の円貨換算は、平成23年 1 月31日現在の株式会社三菱東京 U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1 豪ドル=81.28円) による。

(注2) ブラジル・レアルの円貨換算は、平成23年 2 月 7 日現在のPTAXレートとしてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の売買相場の仲値の逆数として計算されるレート (1 ブラジル・レアル=49.13円) による。

(注3) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】 (発行予定額－実績合計額－ 1,962億4,845万円
減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし。

【残高】 (発行残高の上限－実績合計 該当事項なし。
額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

第 1【募集要項】

該当事項なし。

第 2【売出要項】

1【売出有価証券】

売出社債(短期社債を除く。)

銘柄	ドイツ銀行ロンドン支店2012年3月8日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動円建債券 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	6億円(注2)	売出価額の総額	6億円(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	50万円(注3)
償還期限	2012年3月8日(ロンドン時間)(注3)		
利率	額面金額に対して年率3.00%		
売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称	株式会社SBI証券 (以下「売出人」という。) 東京都港区六本木一丁目6番1号		
摘要	本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。本社債に関するその他の条件等については後記「2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>」を参照のこと。		

(注1) 本社債はドイツ銀行ロンドン支店名で発行されるが、本社債はロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(以下「発行会社」という。)の債務である。

(注2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、6億円の予定である。

(注3) 本社債は、日経平均株価が一定の水準を満たした場合、早期償還される。すなわち、後記「2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ、(a)日経平均株価の水準による早期償還」に記載のとおり、各早期償還評価日における日経平均株価の終値が早期償還判定水準と等しいかそれを上回った場合、額面金額で各早期償還評価日に対応する早期償還日に自動的に早期償還されることになる。

本社債が早期償還されない場合、本社債の償還は、計算代理人が観察期間中、常に日経平均株価がノックイン判定水準を上回っていたと決定する場合は額面金額により、観察期間中に日経平均株価が一度でもノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回ったと決定する場合は以下の計算式に従って計算代理人により決定される金額(ただし、0円以上額面金額以下の額とし、1円未満を四捨五入する。)によりそれぞれなされる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

なお、早期償還および繰上償還については後記「2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ」を参照のこと。本注記に使用されている用語は、後記「2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ」に定義されている。

本社債の満期償還金額および早期償還の有無は、日経平均株価(かかる指数には上下動がある。)の変動によって左右される。申込人は、日経平均株価の変動によって本社債の償還の時期および償還額に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行うべきである。

(注4) 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、発行会社は、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(以下「S&P」という。)よりA+格、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)よりAa3格、フィッチ・レーティングス・リミテッド(以下「フィッチ」という。)からAA-の長期発行体格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日現在、かかる格付の変更はされていない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本発行登録追補書類提出日現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」、ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moodys.co.jp>)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100% (注 2)
申込期間	2011年 2 月16日から2011年 3 月 7 日まで
申込単位	額面50万円
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店および各支店等 (注 1)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
受渡期日	2011年 3 月 8 日 (日本時間)

(注 1) 本社債の申込および払込は、各申込人により売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注 2) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を円にて支払う。

(注 3) 本社債は発行会社のエックス・マーケット・プログラムに基づき、ユーロ市場で募集され、2011年 3 月 7 日(以下「発行日」という。)に発行される。

(注 4) 本社債は、1933年米国証券法(その後の改正を含む。)(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、登録される予定もない。また、本社債の取引は、米国商品取引所法(以下「米国商品取引所法」という。)に基づき米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)により承認されていない。本社債の募集または販売は、米国証券法のレギュレーションSに基づく米国証券法の登録要件を免除される取引において行われなければならない。本社債またはこれに関する利益は、いかなる時においても、(i)米国において、(ii)米国人に対し、米国人の勘定で、もしくは米国人のために、または(iii)米国における、米国人に対する、米国人の勘定によるもしくは米国人のための直接的もしくは間接的な募集、販売、転売もしくは引渡しを目的としてその他の者に対し、直接または間接的に募集し、販売し、転売しまたは引き渡してはならない。いかなる本社債も、米国人または米国内の者によりまたはこれを代理して行使または償還されてはならない。本書において、「米国」とは、アメリカ合衆国(その州およびコロンビア特別区を含む。)、その領土、属領およびその管轄権に服するその他の地域をいい、「米国人」とは、米国証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義される米国人または米国商品取引所法ルール4.7に基づく非米国人の定義に該当しない者のいずれかをいう。

本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、日本国の株式市場の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。ただし、以下の記載は、本社債に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

下記に記載する 1 つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

元本毀損リスク

本社債が早期償還されずに、かつ、観察期間において日経平均株価が一度でもロックイン判定水準と等しいかそれを下回った場合、満期償還は計算代理人により決定された満期償還金額による。その場合、各本社債の満期償還金額は当初投資された額面金額を下回る(最小でゼロとなる)可能性がある。

投資利回りリスク

上記「元本リスク」記載のとおり、各本社債の満期償還金額が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる(すなわち、投資家が損失を被る)可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。

早期償還リスク

本社債は、早期償還評価日の日経平均株価の終値が早期償還判定水準と等しいかまたはそれを上回った場合、各早期償還評価日に対応する早期償還日において、自動的に額面金額で早期償還される。その際に早期償還された償還金額を再投資した場合に、早期償還されない場合に得られる本社債の利金と同等の利回りが得られない可能性(再投資リスク)がある。

不確実な流通市場

本社債の活発な流通市場は確立されていない。発行会社、発行会社の関連会社および売出人は、本書に基づいて売出された本社債につき買取る義務を負うものではない。また、発行会社、その関連会社および売出人は、特に必要性が認められない限り、本社債権者向けに流通市場を創設するために本社債の売買を行う予定もない。したがって、本社債は非流動的であるため、本社債権者は、本社債をその償還前に売却することができない場合がありうる。仮に本社債を売却することができたとしても、その売買価格は、日経平均株価または本社債の発行会社の財務状況、市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

信用リスク

発行会社の財務状況および経営状況が著しく悪化した場合、発行会社による本社債の元利金の支払に悪影響を及ぼす可能性がある。発行会社の格付は、その債務支払能力を評価したものである。

中途売却価格に影響する要因

償還期日前の本社債の価値および売却価格は、償還期日前の本社債の価値および売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を有効に打ち消す可能性がある。償還期日前の本社債の価値および売却価格は、最も有利な状況においても各本社債の当初の投資金額である額面金額を大きく上回らない可能性があることに注意する必要がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示する。

① 日経平均株価

一般的に、日経平均株価の下落は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また、日経平均株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。しかし、本社債の価値および売却価格は、日経平均株価が当初日経平均株価を大きく上回る場合においても、各本社債につき額面金額を大きく超えない可能性がある。本社債の償還期日が近づくにつれ、本社債の価値は日経平均株価の変動に非常に敏感に影響される可能性がある。

② 日経平均株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅および頻度の基準を表わす。一般的に、日経平均株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与える。日経平均株価の予想変動率の減少は本社債の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いは日経平均株価や本社債の償還期日までの期間によって変動する。

③ 配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの上昇または日経平均株価構成銘柄および日経平均株価先物の保有コストの減少は、本社債の価値に悪影響を及ぼす。逆に、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの下落または日経平均株価構成銘柄および日経平均株価先物の保有コストの増加は、本社債の価値に良い影響を与える。

④ 発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、標準的な格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

本社債に影響を与える市場活動

発行会社、ドイツ証券株式会社その他の発行会社の関連会社および売出人は、その業務遂行上、自己勘定で日経平均株価の各構成銘柄および日経平均株価先物・オプションを売買することがある。この売買により、日経平均株価に影響を及ぼし、それが結果的に本社債所持人に不利な影響を及ぼすことがありうる。

また、発行会社、ドイツ証券株式会社その他の発行会社の関連会社は、発行会社の本社債に基づく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で日経平均株価の各構成銘柄および日経平均株価先物・オプションを売買することがある。この売買により、日経平均株価に影響を及ぼし、それが結果的に本社債所持人に不利な影響を及ぼすことがありうる。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。後記「2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(8) 課税上の取扱い、(e) 日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

潜在的利益相反

計算代理人であるドイツ銀行ロンドン支店は本社債の発行会社である。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。例えば、「市場混乱事由」の発生の有無に関する計算代理人の決定や、日経平均株価の公表が行われなかった場合に必要とされる計算代理人の判断に関して、そのような場合が起こりうる(後記「2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(c) 調整事由、(vi) 市場混乱事由による調整」の項目を参照のこと。)。ドイツ銀行ロンドン支店は、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

本社債に関連する一般的なリスク要因

以下は、一般的な性質を有し、本社債への投資に関連する様々なリスク要因を記述することを目的とする。どのような要因が本社債に関係するかは、相互に関係のある多くの事項（本社債および日経平均株価（以下、「本社債に関連する一般的なリスク要因」の項において「対象指数」という。）の性質を含むが、これらに限られない。）によって決定される。購入予定者は、本社債への投資を決定する前に、以下のリスクおよび商品特有のリスク要因を慎重に検討すべきである。ただし、これらのリスク要因は、本社債への投資に関連する潜在的なリスクをすべて開示したものではなく、売出日の後に追加のリスクが生じる可能性がある。

本社債に関係するすべてのリスク要因を慎重に検討するまでは、本社債への投資を行うべきではない。

1. 序論

本社債への投資はリスクを伴う。これらのリスクには、特に、株式市場、債券市場、外国為替市場、金利、市場のボラティリティのリスク、経済的、政治的および規制上のリスク、これらの組み合わせならびにその他のリスクが含まれる。その一部については、以下に簡潔に記載される。購入予定者は、本社債に類する商品および対象指数の取引に関する経験を有すべきである。購入予定者は、本社債への投資に関連するリスクを理解すべきであり、(i) 自らの独自の財務、税務およびその他の状況に照らして本社債への投資が適切であるか、(ii) 本書に記載される情報、ならびに (iii) 対象指数について、自らの法律、税務、会計その他のアドバイザーと慎重に検討した上で投資の決定に達するべきである。

本社債の価値は下落する可能性があり、投資家は、本社債への投資を完全に失うことに耐える準備をすべきである。本社債の残存期間が短いほど、本社債の価値が下落するリスクは高くなる可能性がある。本社債が「リターン保証」または「返金」の要素を含む場合であっても、リターン保証または返金の要素は、本社債への購入者の投資額よりも少なくなる可能性がある。本社債への投資は、対象指数の価値の将来における変動の可能性の方向、時期および規模を評価した上で行うべきである。これは、当該投資のリターンは特にかかる変動に左右されるためである。複数のリスク要因が本社債に関して同時に影響する場合があるため、特定のリスク要因の影響を予測することはできない。また、複数のリスク要因が予測不能な複合的な影響を有する場合がある。リスク要因の組み合わせが本社債の価値に及ぼす影響について保証することはできない。

2. 市場要因

2.1 対象指数の価値

本社債への投資は、対象指数または対象指数を構成するバスケット構成銘柄の価値に関するリスクを伴う。コーポレート・アクション、マクロ経済要因および投機的投資を含む様々な要因により、対象指数またはバスケット構成銘柄の価値は常に変化し、上昇することもあれば下落することもある。

2.2 対象指数またはバスケット構成銘柄の過去の実績は、将来の実績を示すものではない

対象指数またはバスケット構成銘柄の過去の実績（ある場合）は、対象指数またはバスケット構成銘柄の将来の実績を示すものではない。対象指数またはバスケット構成銘柄の価値の変動は、本社債の取引価格に影響を及ぼすが、対象指数またはバスケット構成銘柄の価値が上昇するか下落するかを予測することは不可能である。

2.3 対象指数またはバスケット構成銘柄の水準の算出基準は、常に変化する

バスケット構成銘柄の水準の算出基準は随時変化することがあり、いつでも本社債の時価に、したがって決済時に支払われる現金額に、影響を及ぼす可能性がある。

2.4 対象指数のバスケット構成銘柄の価値が、対象指数の価値に影響を及ぼす

いずれかの日における対象指数の価値は、かかる日におけるそのバスケット構成銘柄の価値を反映する。対象指数の構成銘柄の変更、およびバスケット構成銘柄の価値に影響するか、または影響する可能性がある要因（本リスク要因において記載される要因を含む。）は、本社債の価値に影響する。構成銘柄の過去の価値（もしあれば）は、将来の実績を示すものではない。構成銘柄の価値が本社債の決済通貨とは別の通貨で決定される場合、投資者は為替リスクを被ることがある。

2.5 為替レート・リスク

投資予定者は、本社債への投資が為替レートのリスクを伴うことがあることに留意すべきである。例えば、本社債の決済通貨が投資者の居住する法域の通貨または投資者が資金の受領を希望する地域の通貨とは異なる可能性がある。

通貨間の為替レートは、国際為替市場における需給要因により決定され、これはマクロ経済要因、投機的投資ならびに中央銀行および政府の介入またはその他の政治的要因（為替管理および規制の適用を含む。）の影響を受ける。為替レートの変動は、本社債の価値および本社債に関連して支払われる金額に影響することがある。

2.6 金利リスク

本社債への投資は、本社債の決済通貨の預金の支払金利の変動に基づく金利リスクを伴うことがある。これは、本社債の時価に影響する。

対象指数が債券であった場合、本社債の価値は金利の変動による影響を受けるものと予想される。

3. 市場価格

本社債の満期以前の市場価格は、主に対象指数またはバスケット構成銘柄の価値およびボラティリティならびに同様の残存期間を有する商品の金利水準に左右される。

市場のボラティリティの水準は、現実の変動率の純粋な測定値ではなく、かかる市場のボラティリティのリスクに対するプロテクションを購入者に提供する商品の価格により、主として決定される。かかる商品の価格は、一般的なオプションおよびデリバティブ市場における需要と供給の力関係により決定される。これらの関係は、それ自身が、市場における現実の変動率、予想されるボラティリティ、マクロ経済要因および投機的投資等の要因に影響を受ける。

金利の変動は、通常、本社債の価値に対し、固定利付債の場合と同様の影響を及ぼす。金利の上昇は、通常、本社債の価値を下落させ、金利の下落は本社債の価値を上昇させる。

ある日における対象指数の価値は、かかる日におけるその構成銘柄の価値を反映する。対象指数の構成銘柄の変更、および構成銘柄の価値に影響するかまたは影響する可能性がある要因（上記の要因を含む。）は、対象指数の価値に影響し、したがって本社債への投資のリターンに影響する可能性がある。

4. ヘッジに関する一定の考察

一定のリスクは、本社債をヘッジ目的で取得する購入者にあてはまるものもある。

対象指数へのエクスポージャーをヘッジする目的で本社債の購入を意図している購入予定者は、かかる方法で本社債を活用するリスクに留意すべきである。本社債の価値が対象指数またはバスケット構成銘柄の価値の動きと相関性を有するという保証はなく、かかる保証が与えられる可能性はない。また、対象指数の構成銘柄は時とともに変化する。さらに、本社債を、対象指数の価値を直接反映する価格で処分することは不可能である。したがって、本社債への投資のリターンと対象指数またはバスケット構成銘柄への直接投資のリターンにおける相関関係の水準についての保証はない。

本社債に関連するリスクを限定するためのヘッジ取引は成功しない可能性がある。

5. 本社債が非流動的である可能性

本社債における流通市場が展開されるか否かおよびその程度、または本社債が流通市場において取引される価格、または当該市場に流動性があるか否かを予測することは不可能である。本書にてその旨が記載される場合には、本社債の特定の証券取引所または値付システムへの上場、値付けまたは取引の承認の申請が行われている。本社債がそのように上場、値付けまたは取引が承認されている場合、かかる上場または値付けまたは取引の承認が維持されるという保証はない。本社債がこのように上場、値付けまたは取引が承認されている可能性があるという事実は、必ずしも、かかる上場、値付けまたは取引の承認が行われていない場合に比べて流動性が増すということにはならない。

本社債が株式市場または値付けシステムにおいて上場、値付けまたは取引が承認されていない場合、本社債の価格情報の入手はより困難になり、本社債の流動性が悪影響を受けることがある。本社債の流動性は、いずれかの法域における本社債の募集および販売の制限にも影響を受けることがある。

発行会社は、公開市場において、または買付もしくは個別契約により、いかなる価格および時期においても本社債を買入れることができる（ただし、かかる義務を負うものではない。）。発行会社は、かかる方法で買入れた本社債を保有し、転売し、または消却することができる。発行会社は本社債の唯一のマーケット・メーカーであることがあるため、流通市場は制限される。流通市場が制限されているほど、本社債の保有者が本社債の決済前に本社債の価値を換金することはより困難になる。

6. ドイツ銀行の信用格付、財務状況および業績が、本社債の価値に影響する可能性

本社債の価値は、部分的に、発行会社の信用力に対する投資家の一般的な評価により影響を受けると予想されている。発行会社の信用力の低下の結果、本社債の価値が低下することがある。発行会社に関して倒産手続が開始される場合、本社債権者へのリターンが限定され、回収が大幅に遅れる可能性がある。

7. 格付

ドイツ銀行により発行される債務証券（証書を含む。）およびマネー・マーケット・ペーパーへの投資は、ドイツ銀行が当該証券の発行により生じた義務を関係する支払期日に履行することができないというリスクを負う。

投資予定者は、リスクを評価するため、本書に定めるすべての情報を検討し、必要と判断する場合には自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

発行会社が債務証券およびマネー・マーケット・ペーパーの発行により生じる義務を履行する能力に関連するリスクは、独立した格付機関により付与される信用格付を参照して記述されている。信用格付は、確立された信用調査手続に基づく債権者および／または債券発行者の支払能力または

信用力を評価したものである。これらの格付および関連するリサーチは、発行者の義務を履行する能力についての詳細な情報を提供することにより、投資家が債券に関連する信用リスクを分析するのに役立つ。各自の等級により付与された格付が低ければ低いほど、各格付機関が評価した、義務が履行されないか、完全に履行されないか、かつ／または適時に履行されないリスクが高いことになる。格付は、発行される社債を購入し、売却し、または保有することを推奨するものではなく、格付を付与する格付機関によりいつでも停止され、格下げされ、または取り消される可能性がある。付与された格付の停止、格下げまたは取消しは、発行される社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、S&P（マクグロー・ヒル・カンパニー・インクの一部門）、ムーディーズおよびフィッチ（以下「格付機関」と総称する。）から格付を取得している。

本書の日付現在、格付機関により債務証券およびマネー・マーケット・ペーパーに割り当てられた格付は以下の通りである。

S&P 長期格付A+
 短期格付A-1

見通し 安定的

S&Pの定義：

A： S&Pは、Aの格付を、上位の格付の債務に比べ、環境および経済状況の変動からやや悪影響を受けやすいと定義している。しかし、債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は、依然として高い。S&Pによる長期格付は、最高の信用を反映する「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」および債務の支払不履行を反映する「D」の範囲に渡っていくつかの категорияに分類される。「AA」から「CCC」の格付は、主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス（+）または（-）の記号を追記し、調整されることがある。

A-1： A-1の格付を付与された債務は、S&Pによる最上級のカテゴリーの格付を付与されている。債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は、高い。S&Pによる短期格付は、最高の信用力を反映する「A-1」から、「A-2」、「A-3」、「B」、「C」および債務の支払不履行を反映する「D」の範囲に渡っていくつかの категорияに分類される。

ムーディーズ 長期格付Aa3
 短期格付P-1

見通し 安定的

ムーディーズの定義：

Aa3： Aaの格付を付与された債務は、信用力が高く、非常に低い信用リスクに服すると判断されている。ムーディーズによる長期格付は、最高の信用力および最低の信用リスクを反映する「Aaa」から、「Aa」、「A」、「Baa」、「Ba」、「B」、「Caa」、「Ca」および最低の格付を付与された種類の債券であり、一般的には債務不履行となり、元本または利息の回収の可能性がほぼない「C」の範囲に渡っていくつかの категорияに分類される。ムーディーズは、「Aa」から「Caa」までのそれぞれの格付の大分類に調整記号の1、2および3の数字を付加している。調整記号の1は、格付の大分類の債務の最高位を示し、調整記号の2は、中間的順位を示し、調整記号の3は、格付の大分類の最低位を示す。

P-1： プライム1の格付を付与された発行体は、短期債務の返済能力が優れている。ムーディーズによる短期格付は、発行体の優れた短期債務の返済能力を反映する「P-1」から、

「P-2」、「P-3」およびプライム格付カテゴリーに属さないことを反映する「NP」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

フィッチ 長期格付AA-
 短期格付F1+
見通し ネガティブ

フィッチの定義：

AA-： 「AA」の格付は、非常に低い信用リスクの予想を示している。当該格付は、財務的コミットメントの適時の支払能力が非常に高いことを示している。この能力は、予見可能な事象に大きく左右されない。フィッチによる長期格付は、最高の信用を反映する「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」ならびに債務者が債務の全部または一部の支払不能となっていることを反映する「DDD」、「DD」および「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス（+）または（-）の記号を追記されることがある。かかる付加記号は「AAA」のカテゴリー、または「CCC」以下のカテゴリーには付記されない。

F1+： F1+の格付は、財務的コミットメントの適時の支払能力が非常に高いことを示している。非常に高い信用特性を示すため、プラス（+）の記号が追記されることがある。フィッチによる短期格付は、最高の信用力を反映する「F1」から、「F2」、「F3」、「B」、「C」および支払不履行に実際に陥っているか、または切迫していることを示す「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

＜劣後債務の格付＞

ドイツ銀行が劣後債務を締結した場合、当該債務の格付が低くなる場合がある。これは、ドイツ銀行の支払不能または清算の場合、当該債務により生じる債権および利息債権がドイツ銀行の債権者の劣後債権に対して劣後するからである。ドイツ銀行は、劣後債務（もしあれば）の格付を開示する。

8. 利益相反

8.1 対象指数に関係する取引

発行会社およびその関連会社は、随時、自己勘定およびその管理下における勘定で、対象指数に関係する取引を行うことがある。かかる取引は、対象指数の価値およびその結果として本社債の価値にプラスまたはマイナスの影響を及ぼすことがある。本「8. 利益相反」の項で使用される、対象指数に関する記載は、適切な場合はその構成銘柄を含むとみなされるものとする。

8.2 他の立場における行為

発行会社およびその関連会社は、随時、計算代理人（以下に定義される。）、代理人および／または指数のスポンサー等の本社債に関するその他の立場において、行為する可能性がある。かかる職務は、発行会社が対象指数の構成を決定すること、またはその価値を計算することを許容することとなり、発行会社本人またはグループ会社により発行された有価証券またはその他の資産を対象指数の一部として選択することができるようになるか、または、発行会社がかかる有価証券または資産の発行体と業務上の関係を維持するといった利益相反を引き起こす可能性が生じる。

8.3 対象指数に関するその他のデリバティブ商品の発行

発行会社およびその関連会社は、対象指数に関するその他のデリバティブ商品を発行することもあり、かかる競合商品の市場への導入が本社債の価値に影響することがある。

8.4 ヘッジ取引の遂行

発行会社は、ヘッジ取引を行うために、本社債の発行手取金の全部または一部を使用することがある。発行会社は、かかるヘッジ取引が通常の状態下においては本社債の価値に重大な影響を及ぼすことはないと確信している。しかしながら、発行会社のヘッジ取引がかかる価値に影響しないとの保証はない。本社債の価値は、特に、(i)本社債の満期時もしくは期間満了時またはその前後または(ii)本社債が早期償還、ロックインもしくは類似の仕組みを有する場合は、対象指数の価格または価値が早期償還、ロックインもしくはその他の仕組みの関係する価格もしくは水準に近づいた時点で、ヘッジ取引のポジションの全部もしくは一部を清算することにより、影響を受けることがある。

8.5 発行価格

本社債について課される発行価格は、販売手数料、管理報酬またはその他課された報酬に加えて、投資家には見えない本社債の元来の数学的な（適正）価値に課されるプレミアムから成る場合がある。かかるプレミアムは、発行会社によりその裁量において決定され、その他の類似の証券の発行体により課されるプレミアムと異なる場合がある。

8.6 本社債のマーケット・メーカー

発行会社またはその代理人は、本社債のマーケット・メーカーとして行為する可能性がある。かかるマーケット・メーカーにおいて、発行会社またはその代理人が、大部分について、自己の本社債の価格を決定する。かかるマーケット・メーカーにより値付けされる価格は、通常、かかるマーケット・メーカーが不在で、かつ流動性のある市場で値付けされる価格と連動しない。

値付けされた買・売呼値を流通市場において設定する際にマーケット・メーカーにより考慮される事情には、本社債の適正価値を特に含む。本社債の適正価値は、マーケット・メーカーにより企図された一定の買呼値および売呼値の差額と同様に、とりわけ、対象指数の価値に依拠する。さらに、マーケット・メーカーは、もともと本社債について課された販売手数料、および本社債の満期に現金から控除される報酬または費用（本社債の要項に基づき請求された管理報酬、取引報酬またはその他の報酬を含む。）について手続に従い考慮する。そのうえ、流通市場で値付けされた価格は、例えば、本社債の発行価格に含まれている本社債の元来の価値に課されたプレミアム（前記「8.5発行価格」を参照。）により、および対象指数もしくはその構成銘柄により支払われたか、もしくは受領された配当、または本社債の設計上発行会社に経済的に帰属するその他の手取金による影響を受ける。

本社債の買呼値および売呼値の差額は、マーケット・メーカーにより、本社債の需給および収入に係る一定の勘案事項に基づき設定される。

例えば、本社債の要項に基づき請求される管理報酬のような一定の費用は、多くの場合、本社債の期間中、値付けされた価格から（時間に比例して）一定の割合で控除されず、マーケット・メーカーがその裁量において決定するより早い時期に本社債の適正価値から完全に控除される。このことは、発行価格に含まれるプレミアムにも該当し、配当、および一般的に対象指数またはその構成銘柄が「配当落ち」で取引される時点では控除されず、本社債の期間中の早い時期に期間全体または一定期間の予想配当に基づき控除される対象指数のその他の手取金（本社債の設計

上、発行会社に経済的に帰属する。)にも該当する。かかる費用の控除率は、特に、マーケット・メーカーに対する本社債の純フローバックに依拠する。

その後、マーケット・メーカーにより値付けされた価格は、関連する時点において、本社債の適正価値または上記の要因に基づき経済的に予測される価値と大きく異なる可能性がある。さらに、マーケット・メーカーは、いつでも、値付けされた価格を設定するために用いられる方法論を変更すること（例えば、買呼値および売呼値の差額を増加させ、または減じること。）ができる。

8.7 対象指数のマーケット・メイキング

発行会社は、一定の場合（特に、発行会社もまた、対象指数を発行した場合）において、対象指数のマーケット・メーカーとして行為する可能性がある。かかるマーケット・メイキングにより、発行会社自身が、対象指数の価格の大部分を決定し、その結果、本社債自身の価値に影響を及ぼすことがある。発行会社がそのマーケット・メーカーとしての職務において値付けする価格は、かかるマーケット・メイキングが不在で、かつ流動性のある市場で値付けされる価格と、常に連動するわけではない。

8.8 対象指数の発行会社のために引受人その他として行う行為

また、発行会社およびその関連会社は、対象指数の将来の募集に関連して引受会社として行為するか、または対象指数の発行会社の財務顧問としてもしくは商業銀行業者としての立場において対象指数の発行会社のために行為することがある。かかる行為により利益相反が生じ、本社債の価値に影響を及ぼすことがある。

8.9 非公開情報の取得

発行会社および／またはその関連会社は、対象指数に関する非公開の情報を取得することがあるが、発行会社またはそのいずれかの関連会社も、かかる情報を本社債権者に対して開示することを約束するものではない。さらに、発行会社の一または複数の関連会社は、対象指数に関する調査レポートを発行する可能性がある。かかる行為により利益相反が生じ、本社債の価値に影響を及ぼすことがある。

9. 市場混乱事由、調整および本社債の繰上償還

本社債の要項においてその旨記載される場合、計算代理人は、関連する時点で市場混乱事由が発生したこと、または存在していることを決定することがある。かかる決定は、本社債の価値に影響を及ぼす対象指数に関する価格評価の遅延および／または本社債に関連する決済の遅延を招くことがある。

さらに、本社債の要項にその旨記載される場合、計算代理人は、対象指数またはその発行者またはそのスポンサー（場合による。）の後継者の決定を含む（ただしこれらに限られない。）、対象指数について関連する調整または事由を反映させるために、本社債の要項の調整を行うことができる。さらに、一定の状況下において、発行会社はかかる事由の発生後に、本社債を繰上償還することができる場合がある。この場合、発行会社は、それぞれの本社債に関して本社債の要項の規定に従い決定される金額（もしあれば）を支払うものとする。

購入予定者は、かかる条項が本社債に適用があるか否か、およびどのように適用されるか、ならびに何が事由および関連する調整事由を構成するかを確認するため、本社債の要項を検討すべきである。

10. 行使後の時間差

本社債が現金支払により決済され、当該本社債が行使された場合、行使が発生する時点と当該行使に関連する適用ある現金額が決定される時点の間にずれが生じることがある。行使時と現金額決定時の間の遅れについては、本社債の要項に定められる。ただし、かかる現金決済の本社債の行使における遅れが、以下に記載される日々の行使上限、または以下に記載される関連する時点で事由が発生したとの計算代理人による決定により生じる場合は特に、かかる遅れが大幅に長くなる可能性がある。適用ある現金額は、かかる遅れがなかった場合と比べて増加または減少する可能性がある。

購入予定者は、かかる条項が本社債に適用があるか否か、およびどのように適用されるかについて確認するため、本社債の要項を検討すべきである。

11. 行使通知または引渡通知および証明書

本社債に行使通知の交付に関する規定が適用され、かつ、当該通知が本社債の要項に定める締切時間の後に関係する主たる代理人により受領され、写しが決済代理人に送付される場合、当該通知は、翌営業日まで適式に交付されたとはみなされない。かかるみなし遅延は、現金決済の本社債の場合に、かかるみなし交付がなかった場合と比べて決済時に支払われる現金額を増加または減少させることがある。一日においてのみまたは行使期間においてのみ行使可能な本社債の場合、行使通知は、本社債の要項に定める締切時間までに交付されない場合、無効となるものとする。

本社債の条件により要求される証明書が交付されない場合、損失が生じ、または本社債に基づき交付された場合に支払われる金額または引渡しを受領できなくなる可能性がある。購入予定者は、かかる条項が本社債に適用があるか否か、およびどのように適用されるかについて確認するため、本社債の要項を検討すべきである。

本社債の要項に従って行使されない本社債は満期日に無価値となる。購入予定者は、本社債に自動的行使が適用されるか、および行使通知がいつどのように有効に交付されるかについて確認するため、本社債の要項を検討すべきである。

12. 課税

本社債の購入および販売予定者は、本社債が譲渡される国の適用法令に従い印紙税またはその他の文書に関する課税の支払を要求されることがあることに留意すべきである。本社債の保有者は後記「<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(8)課税上の取扱い」の規定に従い、本書に記載される公租公課および／または費用の支払が、本社債に関連する支払および／または引渡しのための前提条件となることがある。

購入予定者は、課税関係について疑義を有する場合、独立した自らの税務顧問に相談すべきである。さらに、購入予定者は、関連する税務当局の税制およびその適用が随時変更されることに留意すべきである。したがって、いずれかの時点において適用される課税上の取扱いを正確に予測することは不可能である。

13. 特別の事情、違法性および不可抗力による繰上償還

発行会社が、発行会社の制御できない理由によって、(i) 本社債に基づく義務の全部もしくは一部を履行することが何らかの理由により違法もしくは実行不能であると判断した場合、または(ii) 発行会社が本社債にかかるヘッジのための取引を維持することが何らかの理由により適法もしくは実行可能ではなくなったと判断した場合、発行会社はその裁量により、本社債を繰上償還することができる（ただし、かかる義務を負うものではない。）。発行会社が本社債を繰上償還した場合、発行会社は、適用ある法令で許容される場合およびその限りにおいて、各本社債の保有者に

対して、かかる違法または実行不能な状況にかかわらず本社債の適正な市場価値であると計算代理人が判断する金額から、関連するヘッジのための取引の終了にかかる発行会社のコストを差し引いた金額を支払う。

14. 再募集価格

発行会社は、発行会社が決定する種々の金融機関およびその他の仲介業者（総称して「販売代理人」という。）と販売契約を締結することがある。販売代理人は、一定の条件の充足を前提条件として、発行価格に相当するかこれを下回る価格で本社債の買取引受を行うことに同意する。販売代理人は、本社債の発行に関連して一定の費用を負担することに同意している。すべての発行済の本社債に関し、発行会社が決定する料率にて、償還日まで（同日を含む。）の間、販売代理人に対して定期的な手数料が支払われることがある。かかる料率は随時変更される。販売代理人は、本社債目論見書に記載され、また関連する販売契約および目論見書の最終条件に記載される追加の販売制限によって修正および追補が行われる、本社債の販売制限を遵守することに同意する。

発行会社は、発行会社が合理的な裁量において決定する、株式市場のボラティリティ（変動率）の増大および為替レートのボラティリティの増大を含む（ただしこれらに限られない。）市場条件の悪化が生じた場合、募集期間満了より前に本社債の募集を終了する権利を有する。

15. 支払不能

発行会社に関して倒産手続が開始される場合、本社債権者への返済が限定され、回収が大幅に遅れる可能性がある。

<売出社債に関するその他の条件等>

売出社債に関する要約

本社債の利率は、額面金額に対し年3.00%であり、各利払日（以下に定義される。）に利息が支払われる。

本社債は、各早期償還評価日における日経平均株価の終値が早期償還判定水準と等しいかそれを上回った場合、各早期償還評価日に対応する早期償還日において、自動的に額面金額で早期償還される（早期償還のイメージ図については、本書別紙「(1)早期償還のイメージ」を参照のこと。）。

早期償還の場合、本社債権者は早期償還日に額面金額とともに当該早期償還日に支払われるべき利息を受取ることになる。

なお、かかる早期償還は、早期償還評価日より前にロックイン事由（以下に定義される。）が発生したか否かにかかわらず額面金額で償還される。

早期償還されない場合、本社債権者は、償還期日に満期償還金額とともに最終利息を受取ることになる。

観察期間中、ロックイン事由が発生しなかったと計算代理人が決定した場合、本社債は、額面金額で償還される。観察期間中、ロックイン事由が発生したと計算代理人が決定した場合には、本社債は、以下の計算式に従って決定された金額（1円未満を四捨五入する。）で償還される。ただし、かかる満期償還金額は、0円以上額面金額以下の金額とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

最終日経平均株価と当初日経平均株価が等しい場合、満期償還金額は本社債の額面金額となる。最終日経平均株価が当初日経平均株価を下回った場合、満期償還金額は本社債の額面金額を下回る(満期償還金額のイメージ図については、本書別紙「(2) 満期償還金額のイメージ」を参照のこと。)

利率および償還に関する想定ケースを本書別紙「(3) 利率・償還イメージ ケース①」から「(8) 利率・償還イメージ ケース⑥」までに記載しているので、あわせて参照のこと。

社債の要項の概要

(1) 利息

- (a) 本社債には、2011年3月8日から年率3.00%の割合で利息を付し(ただし、償還期日を除く。)、2011年6月8日、2011年9月8日、2011年12月8日および2012年3月8日(以下、それぞれを「利払日」といい、2012年3月8日を「償還期日」という。)に円貨により支払う(額面金額につき3,750円)。ただし、利払日が営業日(後記「(2) 償還および買入れ」に定義される。)でない場合には、翌営業日(かかる営業日が翌月に属する場合には利払日の直前の営業日)を利払日および償還期日とする。なお、いかなる場合にも利払日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。
- (b) 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。ただし、1円未満は四捨五入する。
- (c) 利息は後記「(3) 支払」に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日(早期に償還される日を含む。)に停止する。ただし、各本社債の正当な呈示に対し、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i) 当該本社債に対して支払われるべき全額が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、および(ii) 代理人が当該本社債の所持人に対し(後記「(10) 通知の方法」に従い、または個別に)当該本社債に関して支払われるべき全額の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで(判決の前後を問わず)引き続き発生する。

「代理人」とは、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(以下、かかる立場の同社を「主たる代理人」という。)およびフランクフルト・アム・マイン所在の本店を通じて行為するドイツ銀行をいう。発行会社は、いつでも代理人を交替し、代理人の任命を終了し、追加の代理人を任命する権限を有する。ただし、主たる代理人の任命の終了は、後任の主たる代理人が任命されるまで効力を生じないものとし、本社債がいずれかの法域において金融商品取引所に上場され、または募集された場合、その限りにおいて、各当該法域における各当該金融商品取引所および金融規制当局の規則により要求される場合、各国に特定の事務所を有する代理人が存在するものとする。代理人の任命、任命の終了または特定された事務所の変更の通知は、後記「(10) 通知の方法」に従い、本社債権者に送付されるものとする。各代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、かつ本社債権者に対していかなる責任もしくは義務を引き受けるものではなく、または本社債権者のために、いかなる代理関係もしくは信託関係を有するものではない。代理人により行われたすべての本社債に関する計算または決定は、(明白な誤りの場合を除き)最終的、終局的なものであり、かつすべての本社債権者に対して拘束力を有するものである。

(2) 償還および買入れ

- (a) 日経平均株価の水準による早期償還

計算代理人がその単独の裁量により各早期償還評価日における日経平均株価の終値が早期償還判定水準と等しいかまたはそれを上回ったと決定した場合(以下「早期償還事由」という。)、各本社債はかかる早期償還事由の発生した各早期償還評価日の直後の利払日(以下「早期償還日」という。)において、額面金額で早期償還される(注)。

(注) かかる早期償還は、早期償還評価日より前にノックイン事由が発生したか否かにかかわらず額面金額で償還される。

「早期償還評価日」とは、各利払日(償還期日を除く。)の5取引所営業日前の日をいう。ただし、当該日に市場混乱事由が生じている場合には、後記「(c)調整事由、(vi)市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

「計算代理人」とは、発行会社をいう。発行会社は、いつでも他の組織を計算代理人(以下「計算代理人」との表記には後任の計算代理人を含むものとする。)として任命する権限を有する。ただし、現存する計算代理人の任命の終了は、後任の計算代理人が任命されるまで効力を生じないものとする。計算代理人の当該任命の終了または任命は、後記「(10) 通知の方法」に従い、本社債権者に送付されるものとする。

計算代理人(発行会社である場合を除く。)は、発行会社の代理人としてのみ行為し、かつ本社債権者に対していかなる責任もしくは義務を引き受けるものではなく、または本社債権者のために、いかなる代理関係もしくは信託関係を有するものではない。計算代理人により行われたすべての本社債に関する計算または決定は、(明白な誤りがある場合を除き)最終的、終局的なものであり、かつすべての本社債権者に対して拘束力を有するものである。

計算代理人は、発行会社の同意を得て、そのいずれかの義務および役割を、計算代理人が適切と認める第三者に委任することができる。

「早期償還判定水準」とは、当初日経平均株価の105%に相当する金額(小数点第3位以下四捨五入)をいう。

「当初日経平均株価」とは、条件設定日における日経平均株価の終値をいう。

(注) 売出人は、当初日経平均株価の確定後速やかに、本社債の申込みを行った投資家に対して、当初日経平均株価および早期償還判定水準を通知する。

「条件設定日」とは、2011年3月8日をいう。ただし、当該日において、市場混乱事由が生じている場合には、後記「(c)調整事由、(vi)市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

「日経平均株価」とは、取引所第一部に上場されている選択された225銘柄の株価指数である日経平均株価(日経225)をいい、かかる指数はスポンサーにより計算および公表され、その情報は関連スクリーンページに表示される。

「関連スクリーンページ」とは、ロイターのページ“.N225”または当該ページが利用できない場合には計算代理人が単独の裁量で選定する、かかる情報を表示するためのページまたはサービスをいう。

「スポンサー」とは、日経平均株価を計算し公表する責任を負う主体をいい、現在は、日経平均株価に関する知的財産権を保有する株式会社日本経済新聞社、および同社の委託を受けて日経平均株価の算出、流布などの実務を運営する株式会社日本経済新聞デジタルメディア(またはそれぞれの承継人)をいう。

「取引所」とは、株式会社東京証券取引所、または計算代理人が決定する当該取引所の承継主体をいう。

「関係取引所」とは、株式会社大阪証券取引所、または計算代理人が決定する当該取引所の承継主体をいう。

「取引所営業日」とは、取引所または関係取引所のいずれかにおける取引が通常の平日の取引終了時刻よりも早く終了することになっている日を含み、取引所および関係取引所における取引日である日(または、市場混乱事由が発生しなければ取引日であった日)を意味する。

「営業日」とは、ロンドンおよび東京において商業銀行および外国為替市場が決済を行い、かつ、通常の業務(外国為替および外貨預金を含む。)を行っている日をいう。

「日経平均株価の終値」とは、取引終了時におけるスポンサーが発表した公式の日経平均株価をいう。

「取引終了時」とは、通常の実取引終了時刻より早く終了する予定の日を除き、午後3時(東京時間)をいう。

(b) 満期償還

本書に記載の条件により償還期日前に償還または買入消却されない限り、本社債は以下の規定に従い、計算代理人により決定された金額(以下「満期償還金額」という。)で償還される。

(i) 観察期間中、ロックイン事由が発生しなかったと計算代理人が決定した場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。

(ii) 観察期間中、ロックイン事由が発生したと計算代理人が決定した場合には、本社債は、以下の計算式に従って決定された金額(1円未満を四捨五入する。)で償還されるものとする。ただし、かかる満期償還金額は、0円以上額面金額以下の金額とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

「ロックイン事由」とは、観察期間中の取引所営業日におけるいずれかの時刻にスポンサーによって計算され公表された日経平均株価が、一度でもロックイン判定水準と等しいかまたはそれを下回ったと計算代理人が決定した場合をいう。

「ロックイン判定水準」とは、当初日経平均株価の65%に相当する金額(小数点第3位以下四捨五入)をいう。

「最終日経平均株価」とは、最終評価日における日経平均株価の終値をいう。

「観察期間」とは、2011年3月8日から最終評価日までの期間をいう。

「最終評価日」とは、償還期日の5取引所営業日前の日をいう。ただし、当該日に市場混乱事由が生じている場合には、後記「(c)調整事由、(vi)市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

「市場混乱事由」とは、(i)取引所全体において、もしくは日経平均株価に関するオプション契約もしくは先物契約が取引されている関係取引所においては日経平均株価に関するオプション契約もしくは先物契約について、もしくは日経平均株価構成銘柄が上場されている金融商品取引所においては日経平均株価構成銘柄について、取引所営業日の取引終了時までの30分間において、当該取引所の1日の値幅制限を超えて価格が変動したことまたはその他の理由により、取引が停止されもしくは取引に制限が課される状態が発生したまたは存在する場合、または(ii)取引所もしくは関係取引所が所在する国において銀行の営業に関して一般的な一時停止が宣言された場合で、当該停止、制限、もしくは一時停止が計算代理人の判断により重大とされる場合をいう。

かかる定義上、取引時間および取引時間の制限が、関係する取引所の通常の営業時間の公表された変更を原因とする場合には、当該制限は、市場混乱事由を構成しないものとする。ただし、当該日中において課された取引の制限が、当該制限がなければ関係する取引所に許容される水準を超えていたことを理由とすると計算代理人が判断した場合には、市場混乱事由を構成することがある。

(c) 調整事由

(i) 日経平均株価の概略

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。

日経平均株価は、選択された日本株式構成銘柄の価格の推移を示すために、株式会社日本経済新聞社が独自に開発した手法によって算出した株価指数である。日経平均株価は、現在、東

京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており(今後も原則として225銘柄となる。)、広範な日本の業種を反映している。225種の全銘柄は、東京証券取引所第一部に上場されているものである。当該225種の銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている株式の中から選択されている。日経平均株価に基づく先物およびオプションについては、シンガポール国際金融取引所、大阪証券取引所およびシカゴ・マーカントイル取引所において取引されている。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり(すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は発行会社の株式の時価総額ではなく1株当りの株価に基づいている。)、その計算方法は、①各構成銘柄の1株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数(以下「加重関数」という。)で乗じ、②その積を合計し、③その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2011年2月14日現在24,869となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円を構成銘柄の額面で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額が額面を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。日経平均株価の計算に用いられる株価は、構成銘柄の主要な市場(現在のところ東京証券取引所)において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中毎分計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば増資、減資、株式分割、株主に対する資産の分配などの一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値(すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値)がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、株式会社日本経済新聞社の設定する「日経平均株価 構成銘柄選定基準」中の定期見直し基準に従い、毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、「日経平均株価 構成銘柄選定基準」中の臨時入れ替え基準に従いこれを入れ替えることがある。

例えば、次の事由により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

①倒産の場合、②被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止の場合、③債務超過などその他の理由による上場廃止または監理ポスト入り、④東京証券取引所第二部への指定替えの場合。

監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上決定される。

構成銘柄からある株式を除外した場合には、株式会社日本経済新聞社は、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とするが、採用銘柄が株式移転または非上場会社を親会社とした株式交換などを実施することにより上場廃止した後、株式移転により設立される完全親会社または株式交換により完全親会社となる非上場会社など事業を継承すると認められる会社が短期間のうちに新規上場し、その銘柄を補充銘柄として採用する場合等、やむをえない場合は該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を算出することがある。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更し、指数としての継続性を維持する。

日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属する。株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均株価の計算および公表を継続する義務を負っていない。本社債は、いかなる方法によっても上記両社により後援、推奨、販売または企画されたものではない。本書の記載により、上記両社は、発行会社、本社債権者その他の公衆に対して、日経平均株価、および／または特定の日時において当該日経平均株価が示す数値の使用から帰結される結果その他につき、明示または黙示を問わずいかなる保証および表明も行っていない。上記両社は、日経225における誤りにつきいかなる者に対しても(過失その他を問わず)責任を負わないものとし、またいかなる者に対してもかかる誤りを通知する義務を負わないものとする。上記両社は、日経平均株価の決定、構成または計算に際し発行会社または本社債権者のニーズを考慮する義務を負っていない。また上記両社は、本社債の発行時期、価格や数量の決定や、本社債が現金決済される算式の決定や計算について責任を負わず、これらに関与していない。上記両社は本社債の管理、販売または取引について何ら責任を負わない。

(ii) 日経平均株価の調整

日経平均株価が、①スポンサーにより計算され公表されなかったものの計算代理人の認めるスポンサーの承継人(以下「スポンサー承継人」という。)により計算され公表される場合、または②計算代理人の決定により、かかる日経平均株価の計算に使用されるのと同じまたは実質的に同一の計算式または計算方式を使用した日経平均株価を承継する指数(以下「承継日経平均株価」という。)に置き替えられた場合、当該スポンサー承継人により計算され公表された日経平均株価、または(場合により)当該承継日経平均株価が日経平均株価とみなされる。

観察期間中にスポンサー、または(場合により)スポンサー承継人が、①かかる日経平均株価の計算式もしくは計算方式に重大な変更を行った場合、または他の方法でかかる日経平均株価を著しく修正した場合(構成する株式および資本の変化ならびに他の日常的な事由についてかかる日経平均株価を調整するために当該計算式もしくは計算方式に規定されている修正を除く。)、または②日経平均株価の計算および公表を怠った場合、計算代理人は、かかる公表された日経平均株価の水準に代えて、かかる変更または不履行の直前に有効であった日経平均株価を計算するための計算式または計算方式に従い、日経平均株価を計算するものとする。ただし、かかる変更または不履行の直前に当該日経平均株価を構成していた株式銘柄(関係する取引所での上場が廃止された株式銘柄は除く。)のみを使用するものとする。

計算代理人は、書面による請求を受領した後、実務上可能な限り速やかに、当該請求の受領日以前に行われた決定を、後記「(10) 通知の方法」に従って、本社債権者に助言するものとする。計算代理人は、本社債権者に当該決定の写しを閲覧させるものとする。

(iii) 日経平均株価の訂正

ある特定の日に公表され、当初日経平均株価、満期償還金額、利率または早期償還事由の発生を決定するために計算代理人が使用する日経平均株価が同日中に訂正され、かかる訂正がスポンサーにより公表された場合、訂正された当該日経平均株価を計算代理人が使用する日経平均株価とする。

(iv) 一般的免責

本書に記載された日経平均株価に関するすべての情報は、その構成および計算方法を含めてスポンサーにより公表された入手可能な公開情報およびその他公式な情報源に基づくものであり、発行会社はかかる情報について独自に証明を行っていない。発行会社は、スポンサーによる日経平均株価の計算および公表における誤りまたは欠落について、責任を負うものではない。発行会社、計算代理人または代理人のいずれも、日経平均株価または代替する指数を計算し、維持しまたは公表する責任を負うものではない。

(v) スポンサーの免責

日経平均株価および日経225に関連する知的財産権は、株式会社日本経済新聞社に帰属し、「日経」、「日経平均株価」および「日経225」は、株式会社日本経済新聞社がその権利を保有するサービス・マークである。株式会社日本経済新聞社はまた、日経平均株価に関する著作権を含むすべての権利を有している。

本社債は、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアのいずれによっても後援され、推奨され、または促進されるものではなく、また、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、明示的または黙示的であるかを問わず、日経平均株価の使用により取得される結果または日経平均株価が特定の日に依拠する数値その他につき保証または表明を行わない。日経平均株価の算出および流布の実務は、株式会社日本経済新聞社の委託を受けて株式会社日本経済新聞デジタルメディアが運営しているものであるが、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均株価の誤りについて、いかなる者に対しても責任を負うものではなく、また、当該誤りにつき本社債の購入者または売主を含むいかなる者にも通知を行う義務を負うものではない。

さらに、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均株価を計算する際に使用される方法の修正または変更につき保証するものではなく、また、日経平均株価の計算、公表および普及を継続する義務を負うものではない。

(vi) 市場混乱事由による調整

早期償還評価日、条件設定日または最終評価日(以下それぞれ「評価日」という。)に市場混乱事由が生じた場合には、当該時点において支配的な市場環境、日経平均株価に含まれる各価値証券の最終の報告、公表または取引価格および計算代理人が関連すると考えるその他の要因を考慮したうえで、当該評価日における日経平均株価の水準を決定することにより、計算代理人は、誠実に行為し、当該評価日における日経平均株価を決定するものとする。

(d) 特別の事情、違法性および不可抗力による繰上償還

発行会社が、発行会社の制御できない理由によって、(i)本社債に関する義務の全部もしくは一部を履行することが違法もしくは実行不能であると判断した場合、または(ii)発行会社が本社債にかかるヘッジのための取引を維持することが適法または実行可能ではなくなったと判断した場合、発行会社は発行会社の裁量により、本社債権者に対して後記「(10) 通知の方法」に従った通知をすることによって、本社債を繰上償還することができる(ただし、かかる義務を負うものではない。)。

本書「第2 売出要項 2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>」に記載の本社債に関する条件(以下「本社債の要項」という。)に効力を有しない条項がある場合、他の条項の効力には一切影響はないものとする。

発行会社が本社債を繰上償還した場合、発行会社は、適用ある法令で許容される限りにおいて、各本社債権者に対して、かかる違法または実行不能な状況において本社債が有する適正な市場価値から、関連するヘッジのための取引の終了にかかる発行会社のコストを差し引いた金額を各本社債について支払う。上記の金額は、計算代理人がその単独のかつ絶対的な裁量によって決定する。

本社債権者に対する支払の方法は、後記「(10) 通知の方法」に従って通知される。

(e) 本社債の買入れ

発行会社は、いつでもその選択により、公開市場で、または公開買付けもしくは相対取引の方法で、本社債を買入れることができる(ただし、かかる義務を負うものではない。)。発行会社は、買入れた本社債を保有、転売または消却することができる。

(f) 発行会社の交替、事務所の変更

発行会社、または発行会社と交替した会社は、いつでも、以下の条件に従う限りにおいて、本社債権者の同意を得ずに、本社債に基づく債務の主債務者たる地位を発行会社の子会社または関連会社(以下「代替会社」という。)と交替することができる。

- (i) 本社債に関する代替会社の債務が、ドイツ銀行によって保証されること(同社が代替会社である場合を除く。)
- (ii) 本社債が、代替会社の適法、有効かつ拘束力ある義務であることを確保するために必要となる行為、条件および事柄(必要となる同意の取得を含む。))が、実施、充足および実行され、かつ完全に効力を有していること。
- (iii) 発行会社が、かかる交替の日の少なくとも30日前に後記「(10) 通知の方法」に従った通知を本社債権者に対して行うこと。

交替が発行会社についてなされた場合、本社債の要項における発行会社への言及は、以後代替会社についての言及と解釈されるものとする。

発行会社は、本社債権者に対して後記「(10) 通知の方法」に従った通知をなすことにより、本社債に関する業務を取り扱う事務所を、かかる通知で特定される日に変更する権利を有する。ただし、かかる通知がなされるまでは、一切変更がなされてはならない。

(3) 支払

(a) 支払の方法

本社債に関する本社債権者への全ての支払は、決済機関に対する送金により当該決済機関が本社債権者に対して分配を行うための資金を支払うことにより行われる。決済機関に対する支払は、当該決済機関の規則に従って行われる。

発行会社は、決済機関またはその指名する者に対して支払を行うことにより、支払われた金額に関する支払義務について免責される。決済機関に本社債の一定数の保有者として登録されている者は、発行会社が決済機関またはその指名する者に対してなした支払について、各決済機関に分配を求める権利のみを有する。

本社債に関する全ての支払は、支払地において適用ある法令および後記「(8) 課税上の取扱い」の規定に服するものとする。

決済機関の規則により、本社債権者への支払が本社債の支払通貨によって行うことができない場合には、当該支払は当該決済機関が口座保有者への支払に主に用いる通貨によって行われるものとし、当該通貨への換算は、計算代理人が適切であると合理的に判断する情報源を参照して計算代理人が決定する為替相場を用いて行うものとする。

(b) 本社債券および利札の呈示

本社債券に関する元金および利息の支払は上記(a)に規定する方法および本社債券に規定された方法により、いずれかの代理人の決められた事務所において、本社債券の呈示または引渡し(場合による。)に対して行われる。本社債券の呈示または引渡しに対して行われた支払の記録は、各代理人が元本の支払と利息の支払を区分した上で本社債券上に行い、かかる記録は当該支払がなされたか否かについての推定効果を有する証拠となるものとする。

本社債券の保有者が元本および/または利息の支払を受ける権限を持つ唯一の者とし、発行会社は本社債券の保有者に対してなした支払について免責される。決済機関に本社債の一定額の保有者として登録されている者は、発行会社が本社債券の保有者またはその指名する者に対してなした支払について、各決済機関に分配を求める権利のみを有する。

「決済機関」とは、ユーロクリア・バンク・エス・エイ／エヌ・ブイ、クリアストリーム・バンク有限責任会社および発行会社により承認され、後記「(10) 通知の方法」に従って随時本社債権者に通知される追加の、または代替する決済機関または決済システムをいう。

(c) 支払営業日

本社債権者は、本社債に関する金員の支払期日が支払営業日でない場合、各支払場所における翌営業日まで支払を受領できないものとし、かかる遅延に関する利息またはその他の金員を受領することはできないものとする。

「支払営業日」とは、関係する呈示場所、ロンドンおよび東京において商業銀行および外国為替市場が決済を行い、かつ、通常の業務（外国為替および外貨預金を含む。）を行っている日であり、かつ、各決済機関が営業を行っている日をいう。

(4) パリ・パス条項

本社債は発行会社の非劣後的かつ無担保の契約上の債務であり、相互に同順位であり、かつ、本社債が発行される日現在において、発行会社の他のすべての現在および将来の無担保かつ非劣後的債務（契約に基づくもの）と同順位である。ただし、法令上の優先的債務およびその他法令により優先される債務を除く。

(5) 期限の利益喪失事由

各本社債権者は、下記のいずれかの事由が発生し存続する場合、保有する本社債につきただちに満期償還金額に未払利息（もしあれば）を付して償還することを、発行会社に通常の営業時間内における通知により請求することができる。

- (i) 支払義務の不履行：発行会社が、本社債に関する支払を支払日から30日以内に行わないとき。
- (ii) 他の義務の不履行：発行会社が、本社債に基づく他の義務を履行せず、かつかかる不履行が、発行会社が発行済本社債の額面総額の10分の1以上を有する本社債権者から通知を受領してから60日間を超えて継続したとき。
- (iii) 支払停止：発行会社が、一般的に支払を停止したとき。
- (iv) 倒産等：発行会社の設立地を管轄する裁判所が破産または破産もしくは類似手続の回避のための和議手続を発行会社の資産に対して開始し、または発行会社が発行会社の資産に関し当該手続の開始を申請したとき。

(6) 社債権者集会に関する事項

本社債に関する2011年2月15日付募集目論見書(Offering Circular)には、特別決議により本社債の要項の規定を修正することを含む本社債に関する事項を検討するため社債権者集会を招集する規定が存在する。社債権者集会の特別決議により承認された場合、本社債の要項の修正を行うことが可能となる。発行会社は社債権者集会を招集することができ、また、発行済本社債の額面総額の10分の1を下回らない本社債を保有する本社債権者の書面による請求がある場合、発行会社は社債権者集会を招集する。特別決議を行う社債権者集会の定足数は、発行済本社債の額面総額の過半数以上を保有するもしくはこれを代表する2人以上の適格者（本社債についての投票用紙の保有者、および投票指示書において指名された代理人）の出席、または延期された社債権者集会では、保有数に関わりなく、2人以上の適格者の出席とする。ただし、本社債の要項の特定部分の変更については、発行済本社債の額面総額の4分の3以上を保有するもしくはこれを代表する2人以上の適格者の出席、または延期された社債権者集会では、発行済本社債の額面総額の4分の1以上を保有するもしくはこれを代表する2人以上の適格者の出席する社債権者集会における特別決議をもってなしうるものとする。かかる社債権者集会で可決されたいかなる特別決議も、出席の有無にかかわら

ず、すべての本社債権者を拘束する。「特定部分の変更」とは、本社債に関する元本もしくは利息の定められた支払日の変更、本社債に関するいずれかの日に支払われる元本もしくは利息の減額もしくは支払の中止、本社債に関する利息もしくは支払金額の計算方法もしくは当該支払日の変更、本社債における支払通貨の変更、社債権者集会の特別決議の可決に必要な要件の変更、特別決議にかかる提案がなされる社債権者集会の延期に関する規定の変更、または本社債の要項の特定部分の変更の取扱に関する条項の変更をいう。

(7) 本社債の要項の変更

発行会社は、以下に定める場合、適用される法律によって許容される範囲において、本社債の要項の企図された商業的な目的を維持または保護するために、発行会社が合理的に必要と認識する方法によって、本社債権者の同意を得ずに、本社債の要項を変更することができる。変更が(i)本社債権者の利益に重大な悪影響を及ぼすものではない場合、(ii)形式的、些末的もしくは技術的なものである場合、(iii)明白な誤りを訂正するものである場合または(iv)本社債の要項に含まれる不完全な条項を治癒、訂正、もしくは補充することを意図する場合。

かかる変更に関する通知は、後記「(10)通知の方法」に従って本社債権者に対して行われ、通知の不達または不受領は、かかる変更の効力に何ら影響を及ぼさない。

(8) 課税上の取扱い

(a) 総論

本社債の買主および／または売主は、譲渡が行われる国の法律および実務慣行に従って、本社債の発行価額または購入価額（もし異なる場合）に加えて、印紙税およびその他の費用を支払わなければならない場合がある。

本社債に関わる取引（購入、譲渡、権利の行使もしくは不行使または償還を含む。）、本社債に関する利息の発生または受領、および本社債権者の死亡は、本社債権者および本社債の購入予定者にとって課税の要因となる場合がある。これらの事由は、とりわけ本社債権者および本社債の購入予定者の税務上の立場により、特に印紙税、印紙税準備税、所得税、法人税、営業税、キャピタルゲイン課税、源泉徴収税、連帯課徴金および相続税に関係しうる。

各本社債に関して、本社債権者は本社債の要項で定められるすべての社債権者費用を支払わなければならない。本社債に関するすべての支払、または（場合により）引渡しは、いかなる場合においても、適用あるすべての財政関連法令その他の法令（適用される限り、一切の公租公課のまたはこれを理由とする控除または源泉徴収を義務付ける法律を含む。）に従うものとする。関連する本社債権者が保有する本社債にかかる所有、譲渡、支払、および／または引渡しの結果としてまたは関連して課される、すべての公租公課、源泉徴収その他一切の支払について、発行会社は、責任またはその他支払義務を負わず、当該本社債権者が責任を負い、かつ／または支払うべきものとする。発行会社は、本社債権者に対する支払額、または場合によってなされる引渡しから、かかる公租公課、源泉徴収その他の支払を計上するため、または支払うために必要な金額または割合を、源泉徴収または控除することができる（ただし、かかる義務を負うものではない。）。各本社債権者は、当該保有者の本社債に関して、上記の公租公課、源泉徴収その他の支払について、発行会社が被るまたは発行会社に発生する損害、費用その他一切の責任を補償するものとする。

本社債の購入予定者は、本社債に関わる取引の税務上の帰結について、自らの税務顧問に相談することが望ましい。

(b) ルクセンブルグの税制

以下の要約はルクセンブルグで現在有効な法律に基づいているが、法律上または税務上の助言となることを意図しておらず、また、かかる助言と解釈されないものとする。したがって、本社債への投資予定者は、自らが服する可能性がある国、地域または外国の法律（ルクセンブルグの税法を含む。）の効果について自らの専門的アドバイザーに相談すべきである。

(I) 本社債の非居住保有者

本書の日付現在において有効なルクセンブルグの一般的な税法上、本社債の非居住保有者については、元金、プレミアムまたは利息の支払に源泉徴収税は課されず、本社債について発生済で未払の利息についても源泉徴収税は課されず、また、本社債の非居住保有者に保有される本社債の償還または買戻し時に支払われるべきルクセンブルグの源泉徴収税も課されない。

ただし、2005年6月21日のルクセンブルグ法（以下「2005年6月法」という。）（かかる2005年6月法により、利息支払の形式による貯蓄収入に対する課税に関する2003年6月3日付の理事会通達2003/48/ECが実施され、ルクセンブルグおよびEU加盟国の特定の旧植民地および海外領土（以下「領土」という。）との間で調印した条約が批准された。）に基づき、ルクセンブルグに設立された支払代理人により行われ、または帰属させられた、実質的所有者である個人もしくは居住事業体（2005年6月法により定義され、ルクセンブルグ以外のEU加盟国もしくは領土の居住者もしくはかかる地域で設立された者をいう。）に対してもしくはその直接的な利益のために行われる利息または同様の収益の支払は、源泉徴収税の対象となる。ただし、関連する受領者が、関連する支払代理人に対して、関連する利息または同様の収益の支払の内容を自らの居住地もしくは設立地の国の財務当局に対して提供する旨の適切な指示を行っている場合、および、（実質的所有者の個人の場合には）関連する支払代理人に対して、自らの居住国の財務当局が発行した納税証明書を要求される形式にて提供している場合はこの限りでない。源泉徴収税が適用される場合、かかる税は、2008年7月1日からの3年間は20%の税率で課税され、その後は35%の税率で課税される。ルクセンブルグの支払代理人が税の源泉徴収についての責任を負う。2005年6月法に従い発生する本社債に基づく利息の支払は、現在のところ、20%の源泉徴収税の対象となる。

(II) 本社債の居住保有者

現在有効なルクセンブルグの一般的な税法上、本社債のルクセンブルグ居住保有者については、元金、プレミアムまたは利息の支払に源泉徴収税は課されず、本社債について発生済で未払の利息についても源泉徴収税は課されず、また、本社債のルクセンブルグ居住保有者に保有される本社債の償還または買戻し時に支払われるべきルクセンブルグの源泉徴収税も課されない。

ただし、2005年12月のルクセンブルグ法（以下「2005年12月法」という。）に基づき、ルクセンブルグに設立された支払代理人により行われ、または帰属させられた、ルクセンブルグに居住する実質的所有者である個人に対して、もしくはその利益のために行われる利息または同様の収益の支払は、10%の源泉徴収税の対象となる。実質的所有者が自らの個人財産の運用の過程で行っている個人である場合、かかる源泉徴収税は、所得税から完全に控除される。ルクセンブルグの支払代理人が税の源泉徴収についての責任を負う。2005年12月法に従い発生する本社債に基づく利息の支払は、10%の源泉徴収税の対象となる。

(c) ドイツにおける印紙税および源泉徴収税

本項は、印紙税および源泉徴収税に関する一般的な説明のみを意図するものであり、本書の日付時点の制定法およびドイツの税務当局の慣行に基づくものである。以下の説明はドイツにおける税務のうち、本社債に適用されうる特定の側面を要約したものであって、本社債の購入、所有、譲渡または償還の判断に関連しうるすべての税務事項を包括的に記載したものではない。特に、本項に

おける一般的な要約は、特定の買主が該当しうる特定の事実関係または状況を考慮していない。本社債の購入予定者は、本社債の購入、所有、譲渡、権利の行使もしくは不行使または償還についての税務上の立場について疑問を持った場合には、それぞれの状況に応じ、自らの税務顧問に相談をすべきである。

本社債の発行、作成、および交付の場所にかかわらず、本社債の購入または販売について、ドイツの印紙税、付加価値税、または類似の税金もしくは費用は課されない。

本社債権者に対する利息の支払(もしあれば)が、事務所がドイツにある代理人によって行われる場合、ドイツにあるその他の金融機関によって行われる場合、または発行会社によってドイツから行われる場合には、源泉徴収税が課されうる。

(d) 英国における印紙税および源泉徴収税

本項は、一般的な説明のみを意図するものであり、現時点の制定法および英国国内歳入実務に基づくものである。以下の説明は英国における税務のうち、本社債に適用されうる特定の側面を要約したものであって、本社債の購入、所有、譲渡または償還の判断に関連しうる全ての税務事項を包括的に記載したものではない。特に、本項における一般的な要約は、特定の買主が該当しうる特定の事実関係または状況を考慮していない。本社債の購入予定者は、本社債の購入、所有、譲渡、権利の行使もしくは不行使または償還についての税務上の立場について疑問を持った場合には、それぞれの状況に応じ、自らの税務顧問に相談をすべきである。

本社債券は、支払の対価または本社債の価格に対して、英国印紙税が発行時に課税される証書に該当しうることを、本社債の購入予定者は認識すべきである。しかしながら、本社債券は英国外で作成および交付され、権利実現以外の目的で英国内に持ち込まれる予定はない。本社債券が英国外で保有される限りにおいて、英国印紙税またはこれにともなう利息もしくは罰金を支払う必要はない。しかしながら、仮に本社債券が(例えば、権利実現の目的において)英国内に持ち込まれた場合には、本社債券について英国印紙税を支払う必要が生じうる(ただし、除外事由または免除事由に該当しうる)。さらに、英国外で作成される本社債券がその後英国に持ち込まれ、印紙が貼られる場合、本社債券作成の日から30日以内に印紙が貼られない限り(この期間内に印紙が貼られた場合には利息は発生しない。)、本社債券作成の日から30日経過した日から印紙が貼られた日までの期間に対応する利息が、未払いの印紙税額について発生する。英国外で本社債券が作成され、その後英国に持ち込まれて印紙が貼られる場合には、本社債券が英国に持ち込まれてから30日以内に印紙が貼られる限り、罰金は発生しない。本社債券に英国印紙税が課される場合、適法に印紙が貼られない限り、英国の裁判所における民事手続においては、(刑事手続と異なり、)本社債券に証拠能力は認められない。ただし、英国歳入関税庁が最近、現金で決済されるワラントについて、発行時に印紙税を課さない旨を示唆したことに留意されたい。本社債はワラントのいくつかの特徴を有している(何らかの金額が保有者に支払われる前の権利行使のための要件等)。ただし、本社債のその他の特徴はワラントと似ていない(発行会社の買戻権等)。歳入関税庁は、印紙税の目的において、本社債をワラントとして扱う準備をしている可能性があり、かかる場合には発行時に印紙の貼付の対象とはならない。

本社債の買主は、本社債の購入価格に加えて、購入した国の法律および実務慣行に従って、印紙税およびその他の公租公課を支払わなければならない場合がある。

本社債について支払われる利息、本社債の発行時割引、および/または本社債の償還もしくは権利の行使による手取金については、英国源泉徴収税は課されない。

(e) 日本国の租税

本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令(以下「現行法令」という。)上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられる。仮に現行法令上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱い、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、現行法令上本社債のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ社債については、ある特定の条件下においては、当該社債を保有する法人では、その社債を当該構成要素別に区分し、処理を行うとの見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本社債にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する追加的な取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が現行法令について本項で述べた取扱いとは異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利子は、現行法令の定めるところにより、一般的に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利子は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、現行法令上20%(15%の国税と5%の地方税)の源泉所得税を課される。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利子は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は、明確な規定はないため疑義無しとはしないが、償還差益(不足する場合は、償還差損)として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われた場合は、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっており、現行法令上の最高税率は50%(40%の国税と10%の地方税)である。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。さらに、上記差益のうち、償還金額と額面金額の差額部分について利子所得とする見解もある(ただし、売出時に本社債を取得した投資家が償還期限まで保有する場合は償還差益は発生しない。)。償還差損については、明文の規定はないが、課税所得の計算上考慮されないもの(家事上の損失)として取扱うのが相当であるという国税庁の職員の見解が示されている。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は非課税になる。譲渡者が内国法人である場合は、当該所得は日本国の所得に関する租税の課税対象となる。

社債の利子および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない外国法人の発行する社債に係るものは、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に関わる利子および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

(9) 準拠法

本社債については英国法を準拠法とし、同法に従って解釈される。いかなる者も、本社債のいかなる条項または条件を強制する権利を1999年契約(第三者の権利)法に基づいて保有することはない。しかし、このことは、同法とは関係なく存在するまたは行使可能であるいかなる者の権利または救済手段にも影響を及ぼすものではない。

(10) 通知の方法

決済機関からの本社債権者に対する通知のために決済機関に対して交付された通知は、本社債権者に対する通知として有効なものとする。ただし、本社債がいずれかの金融商品取引所に上場され、またはいずれかの法域で公募されている限りにおいて、本社債権者に対する全ての通知は、各金融商品取引所および各法域の規則および法令に従って公告されるものとする。

上記に従ってなされた通知は、決済機関に対して交付された場合には、当該決済機関(決済機関が複数の場合には全ての決済機関)宛てに交付されてから3日目に効力を生じる。公告がなされた場合には(交付したか否かにかかわらず)公告日に、複数回公告された場合には最初に公告された日に、もし複数の新聞において公告する必要がある場合には全ての新聞に最初に掲載された日に、それぞれ効力を生じる。

(11) その他

発行会社による判断

本社債の要項に基づいて発行会社によってなされたいかなる判断も、(明白な誤りがある場合を除き、)最終的、終局的でありかつ本社債権者に対して拘束力を有するものとする。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2009年度）（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）
平成22年6月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（2010年度中）（自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日）
平成22年9月30日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成23年2月15日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成22年8月16日、同年9月22日および平成23年2月14日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

1記載の有価証券報告書について有価証券報告書の訂正報告書を平成22年7月9日 関東財務局長に提出

3記載の平成22年9月22日提出の臨時報告書について臨時報告書の訂正報告書を平成22年10月8日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

- (1) 前記「第1 参照書類 1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第1 参照書類 4 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）および前記「第1 参照書類 2 四半期報告書又は半期報告書」に記載の半期報告書（以下「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成23年2月15日）現在、重大な変更は生じていない。
- (2) 参照書類としての有価証券報告書等には将来に関する記述（有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本発行登録追補書類（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日（平成23年2月15日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。有価証券報告書等の提出日以後に提出された発行登録書、訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本発行

登録追補書類（その添付書類を含む。）における将来に関する記述は、本発行登録追補書類提出日（平成23年2月15日）現在において判断した事項である。

なお、参照書類としての有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出日以後に提出された発行登録書、訂正発行登録書および本発行登録追補書類（いずれも添付書類を含む。）における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

第 1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第 2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債は、満期償還金額および早期償還の有無が日経平均株価の水準により決定されるため、日経平均株価についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移(日経平均株価の終値ベース)

(単位：円)

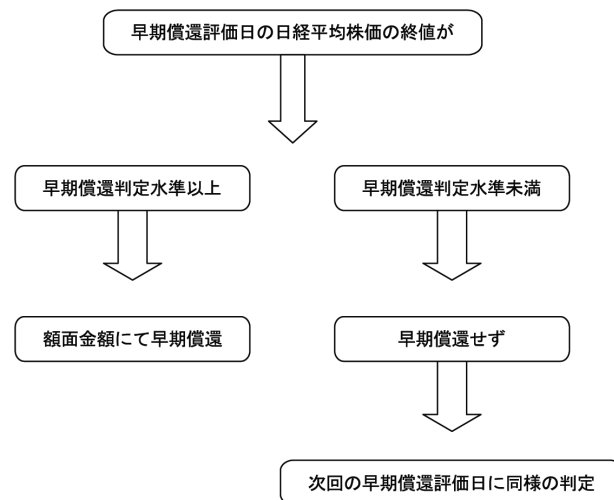
最近 5 年間の 年別最高・最低 値	年別	2006年		2007年		2008年		2009年		2010年	
	最高	17, 563. 37		18, 261. 98		14, 691. 41		10, 639. 71		11, 339. 30	
	最低	14, 218. 60		14, 837. 66		7, 162. 90		7, 054. 98		8, 824. 06	
最近 6 ヶ月間の 月別最高・最低 値	月別	2010年 8 月	2010年 9 月	2010年10月	2010年11月	2010年12月	2011年 1 月				
	最高	9, 694. 01	9, 626. 09	9, 691. 43	10, 125. 99	10, 370. 53	10, 589. 76				
	最低	8, 824. 06	8, 927. 02	9, 202. 45	9, 154. 72	9, 988. 05	10, 237. 92				

出所：ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価が上記のように変動したことによって、日経平均株価および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

[別紙]

(1) 早期償還のイメージ



(2) 満期償還金額のイメージ

早期償還されなかった場合、償還期日に以下の方法で償還される。

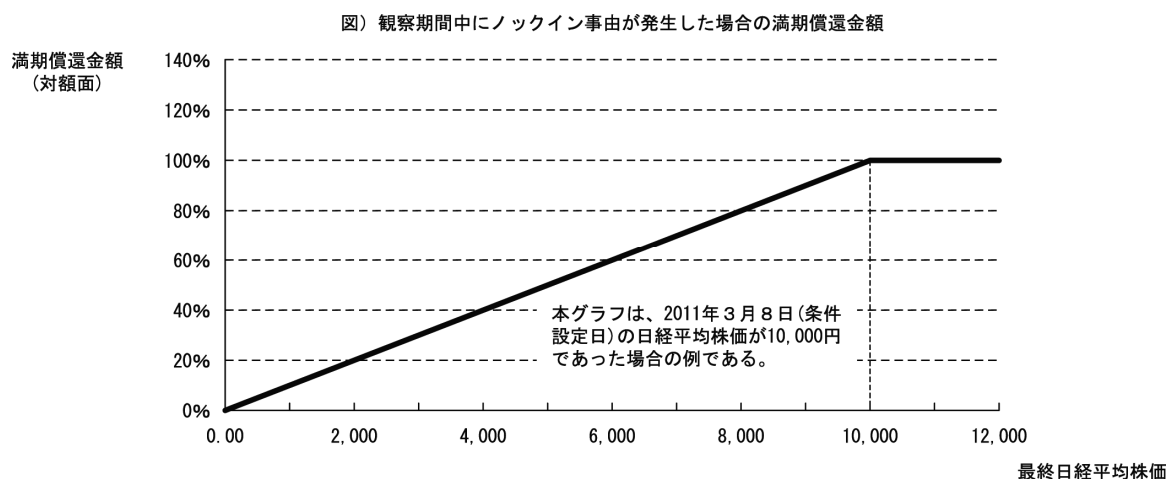
- ① 観察期間中にロックイン事由が発生しなかった場合

額面金額で償還

- ② 観察期間中にロックイン事由が発生した場合

額面金額 × $\frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$ で償還

ただし、かかる満期償還金額は0円以上、額面金額以下とする。

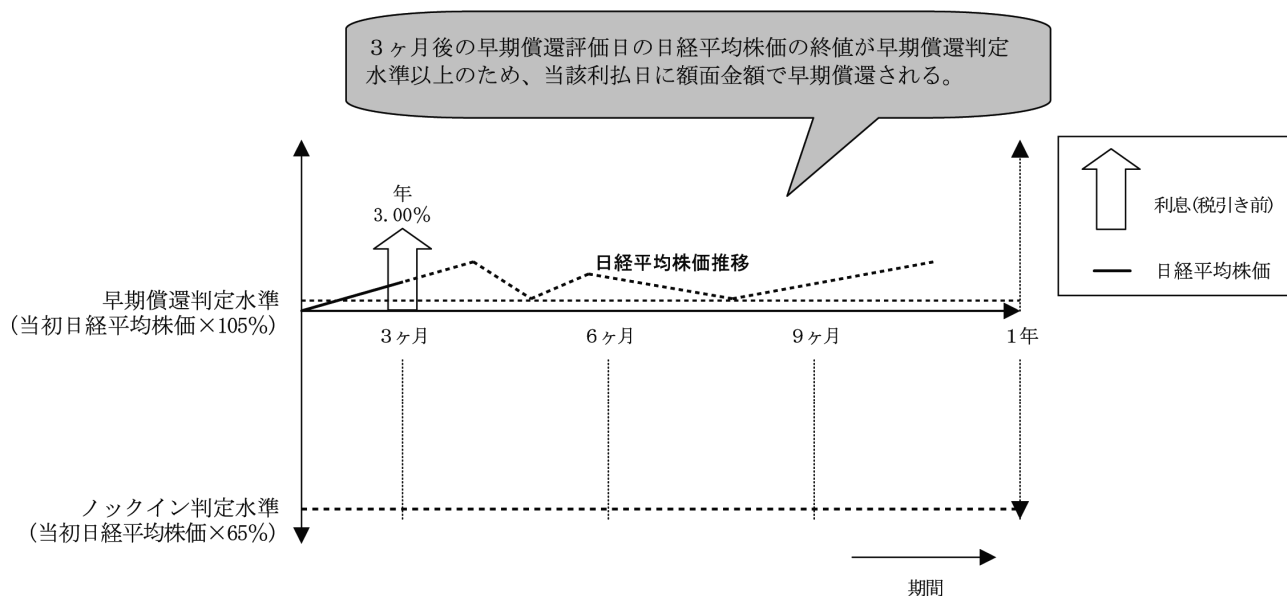


- * 条件設定日および最終評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第2 売
出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償
還および買入れ、(c) 調整事由、(vi) 市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

(3) 利率・償還イメージ ケース①

< 想定ケース >

受渡期日後 3 ヶ月以内に日経平均株価(終値)が上昇し、3 ヶ月後の早期償還評価日において早期償還判定水準(当初日経平均株価の105%)以上の場合には、2011年 6 月の利払日に額面金額に対し年3.00%の利息を受領し、3 ヶ月後に額面金額で早期償還される。

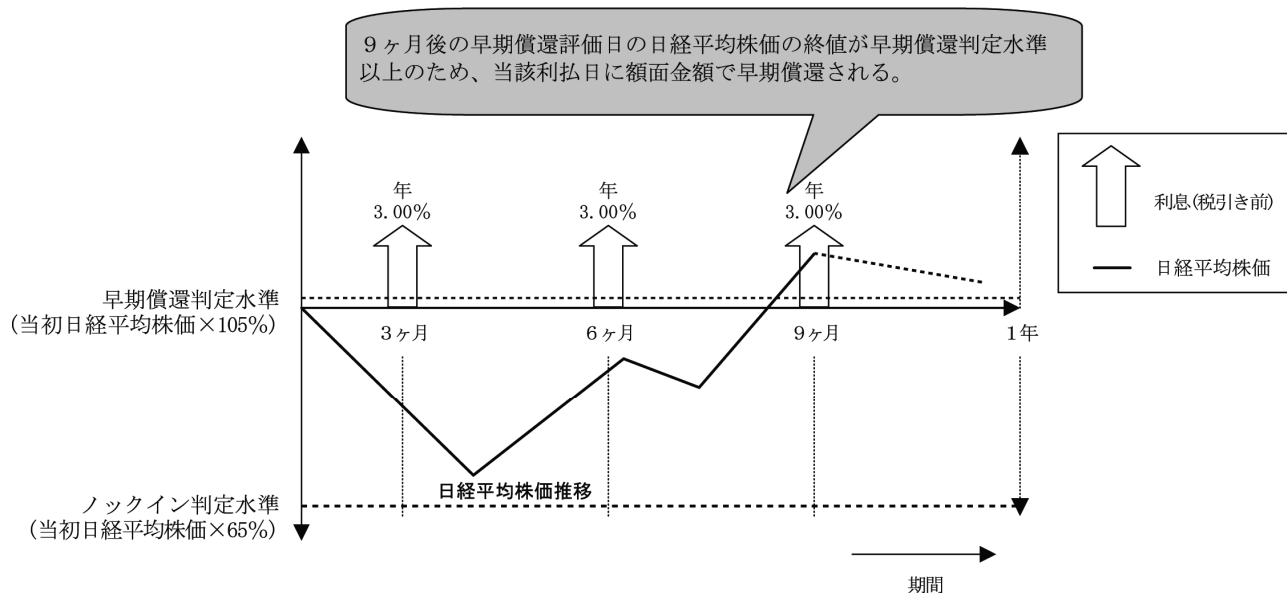


- * 早期償還評価日は、各利払日の 5 取引所営業日前の日となるため、厳密には本社債受渡期日後 3 ヶ月、6 ヶ月、9 ヶ月等の期間を経過した日とはならない。
- * 早期償還評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第 2 売出要項、2 売出しの条件 < 売出社債に関するその他の条件等 >、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(c) 調整事由、(vi) 市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

(4) 利率・償還イメージ ケース②

<想定ケース>

受渡期日後日経平均株価(終値)が下落し、9ヶ月後に初めて早期償還評価日において早期償還判定水準(当初日経平均株価の105%)以上となった場合は、2011年6月、2011年9月および2011年12月の各利払日に額面金額に対し年3.00%の利息を受領し、9ヶ月後に額面金額で早期償還される。

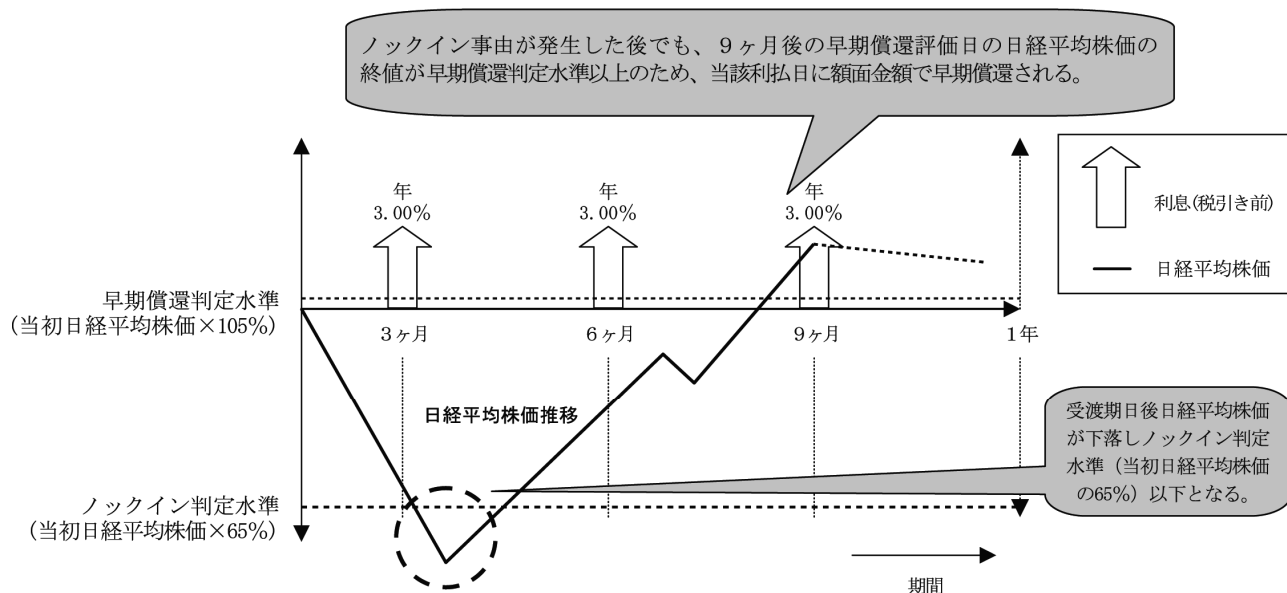


- * 早期償還評価日は、各利払日の5取引所営業日前の日となるため、厳密には本社債受渡期日後3ヶ月、6ヶ月、9ヶ月等の期間を経過した日とはならない。
- * 早期償還評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(c) 調整事由、(vi) 市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

(5) 利率・償還イメージ ケース③

<想定ケース>

受渡期日後日経平均株価が下落し、ロックイン判定水準(当初日経平均株価の65%)以下になるが、9ヶ月後に初めて早期償還評価日において日経平均株価(終値)が早期償還判定水準(当初日経平均株価の105%)以上となった場合は、2011年6月、2011年9月および2011年12月の各利払日に額面金額に対し年3.00%の利息を受領し、9ヶ月後に額面金額で早期償還される。

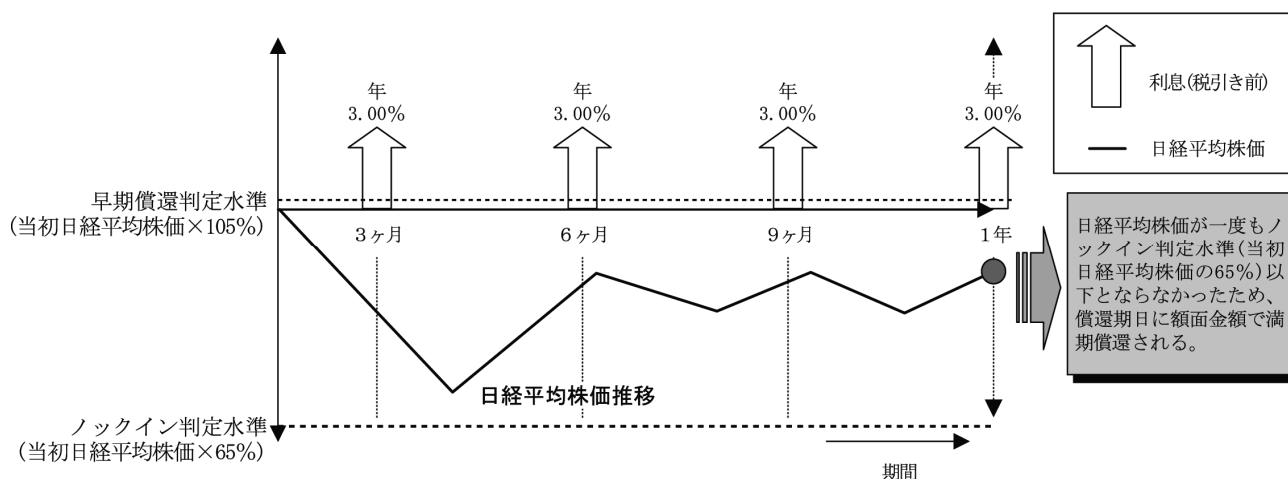


- * 早期償還評価日は、各利払日の5取引所営業日前の日となるため、厳密には本社債受渡期日後3ヶ月、6ヶ月、9ヶ月等の期間を経過した日とはならない。
- * 早期償還評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(c) 調整事由、(vi) 市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

(6) 利率・償還イメージ ケース④

<想定ケース>

受渡期日後日経平均株価(終値)が下落し、各早期償還評価日において一度も早期償還判定水準(当初日経平均株価の105%)以上とならなかった場合で、かつ日経平均株価が一度もロックイン判定水準(当初日経平均株価の65%)以下にならなかった場合、本社債は額面金額で満期償還される。利率は、額面金額に対し年3.00%である。



- * 早期償還評価日および最終評価日は、各利払日の5取引所営業日前の日となるため、厳密には本社債受渡期日後3ヶ月(利率決定日を除く。)、6ヶ月、9ヶ月等の期間を経過した日とはならない。
- * 早期償還評価日または最終評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ、(c)調整事由、(vi)市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

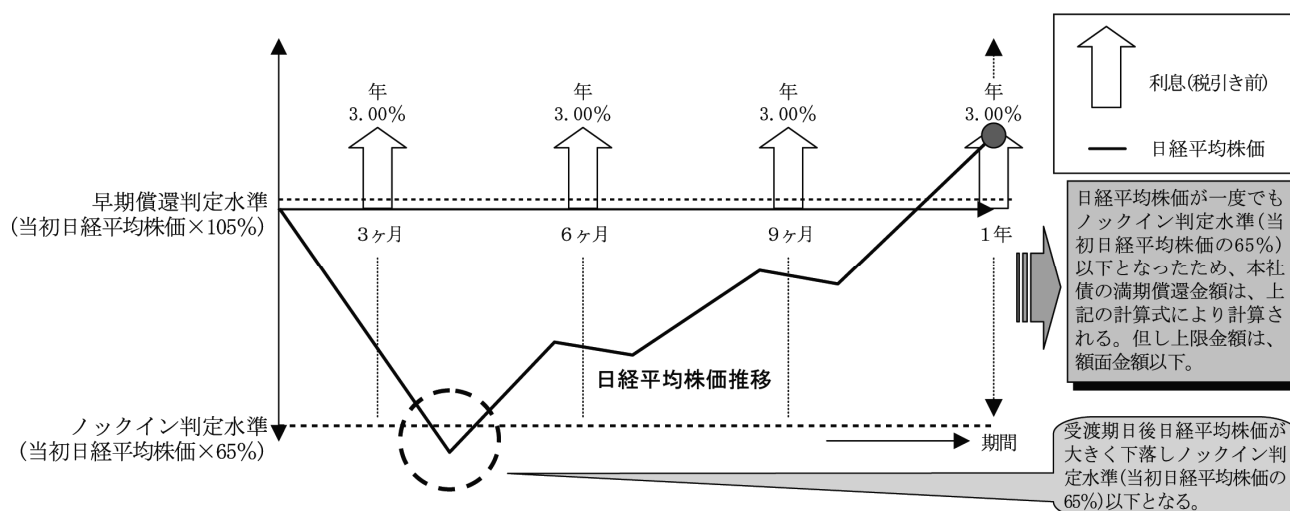
(7) 利率・償還イメージ ケース⑤

<想定ケース>

受渡期日後日経平均株価(終値)が下落し、各早期償還評価日において一度も早期償還判定水準(当初日経平均株価の105%)以上とならなかった場合で、かつ日経平均株価が一度でもノックイン判定水準(当初日経平均株価の65%)以下になった場合、本社債は下記の計算式により計算される満期償還金額で満期償還される。このケースでは、1年満期時の最終日経平均株価が当初日経平均株価以上であったため、満期償還金額は額面金額となる。

$$\text{満期償還金額} = \text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

(ただし、満期償還金額は、0円以上、額面金額以下とする。)



- * 早期償還評価日および最終評価日は、各利払日の5取引所営業日前の日となるため、厳密には本社債受渡期日後3ヶ月(利率決定日を除く。)、6ヶ月、9ヶ月等の期間を経過した日とはならない。
- * 早期償還評価日または最終評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ、(c)調整事由、(vi)市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

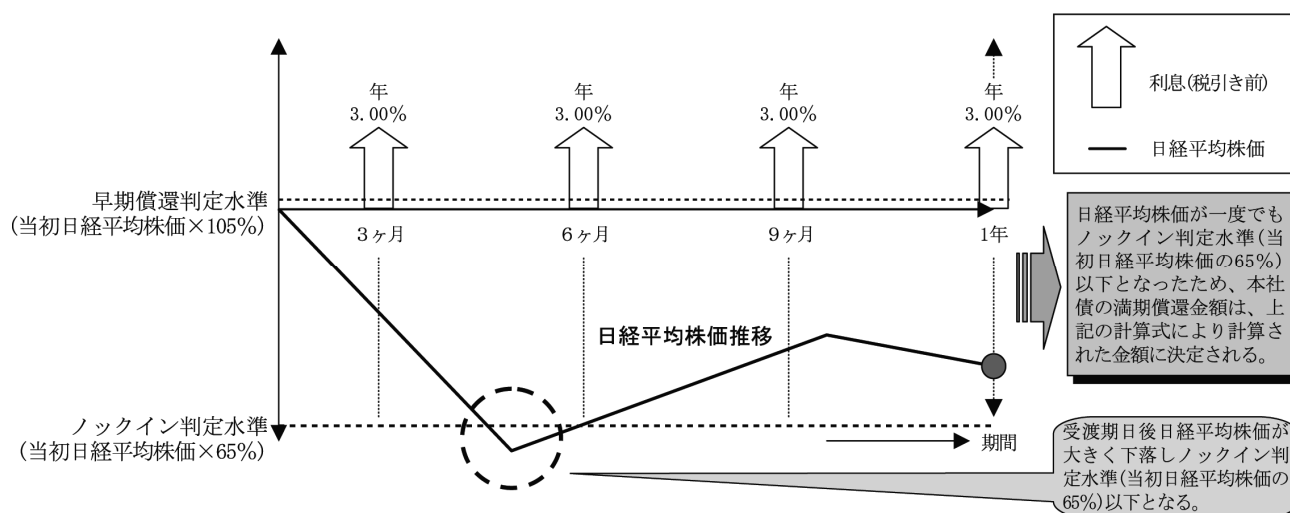
(8) 利率・償還イメージ ケース⑥

<想定ケース>

受渡期日後日経平均株価が下落し、各早期償還評価日において一度も早期償還判定水準(当初日経平均株価の105%)以上にならなかった場合で、かつ日経平均株価が一度でもロックイン判定水準(当初日経平均株価の65%)以下になった場合、本社債は下記の計算式により計算される満期償還金額で満期償還される。このケースでは、1年満期時の最終日経平均株価が当初日経平均株価を下回ったため、満期償還金額は額面金額未満となる。

$$\text{満期償還金額} = \text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

(ただし、満期償還金額は、0円以上、額面金額以下とする。)



- * 早期償還評価日および最終評価日は、各利払日の5取引所営業日前の日となるため、厳密には本社債受渡期日後3ヶ月(利率決定日を除く。)、6ヶ月、9ヶ月等の期間を経過した日とはならない。
- * 早期償還評価日または最終評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ、(c)調整事由、(vi)市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 ドイツ銀行

代表者の役職氏名

マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長

ジョナサン・ブレイク

ディレクター 欧州市場部長

マルコ・ツィーママン

1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において発行登録書の提出日(平成22年9月30日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成19年9月25日(発行日)の募集)

ドイツ銀行 AG ロンドン支店第2回変動利付円貨社債(2007)

券面総額又は振替社債の総額 600 億円

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

ドイツ銀行 AG、欧州銀行監督委員会によるストレステスト（健全性審査）の結果を公表

景気悪化シナリオによる 2011 年の想定 Tier 1 比率は 10.3%、ソブリンリスクをさらに加えたシナリオでは同 9.7%

ドイツ銀行 AG (XETRA:DBKGn.DE / NYSE:DB) は、欧州銀行監督委員会 (CEBS) が、欧州中央銀行 (ECB)、独連邦銀行 (ブンデスバンク)、独連邦金融サービス監督庁 (BaFin) の協力の下、欧州連合 (EU) 加盟国の銀行を対象に実施した 2010 年ストレステストの査定を受けました。

当行は、EU 域内で実施されたストレステストの結果を認めます。

当該ストレステストは、当行がバーゼル II の第 2 の柱 (Pillar 2) に従って実施しているリスク管理と定期的なストレステスト、ならびに資本要求指令 (CRD) を補完するものです。

この度のストレステストは、CEBS が定めたシナリオや手法、主要前提を基に実施されました（詳細は、CEBS のホームページで公表されている報告書をご覧ください）。今後の景気悪化を想定したシナリオの下では、当行連結ベースの中核自己資本 (Tier 1) 比率は 2009 年末時点の 12.6% に対し、2011 年には 10.3% になると想定されます。ソブリンリスク（政府債務の信認危機）がさらに加わったシナリオの下では、Tier 1 比率はさらに 0.6%ポイント低下して 9.7%（2011 年末時点）となるものと想定されます。なお、当該規制資本比率の最低基準は 4%です。

このように、ソブリンショックの発生を含む最も厳しい状況を想定したシナリオの下でも、当行の中核自己資本比率は今回の査定の目的に限って定められた基準値である 6%を上回っており、その額においては 141 億ユーロの余力がある結果となりました。なお今回設定された基準値は、規制上の最低基準を意味するものでも（規制上の当該比率の最低基準は 4%）、CRD の第 2 の柱に沿って監督機関が見直しを行い決定されたリスクプロファイルを反映した資本の目標値でもありません。

この度のストレステストは、幾つもの単純化のための主要な共通の仮定（例えば、バランスシートを一定としながら、買収は考慮に加えるなど）を前提としていることから、標準的シナリオの下で得られた結果は、比較を目的としてのみ提供されるものであり、将来の予測値を示すものではありません。

この度のストレステストは、EU 全域を対象に実施するために考案された複数のシナリオに基づいており、その結果を解釈するにあたっては、シナリオ間の相違を受けた結果の違いに留意する必

要があります。景気悪化シナリオの下での結果は、現在の状況を反映したもの、あるいは現在の資本ニーズを表しているものではありません。また、景気悪化シナリオは、可能性は存在するものの極端な前提を含む「仮定」に基づいたものであり、これが現実化する可能性も大きくないため、ストレステストは将来の予測値を提供するものではありません。各銀行の状況によって、異なる条件設定が異なる結果に結びつく可能性があります。

【補足情報】

EU 全域で実施された 2010 年ストレステストは、欧州連合（EU）の経済・財務相理事会（ECOFIN）の命を受け、CEBS が ECB や各国監督当局、欧州委員会の協力の下で実施したものです。その目的は、EU 域内における銀行セクター全般の経営体力を調べると同時に、今後、ソブリンリスク等のクレジット/市場リスクがさらに増大した場合の各行の余力を査定することにあります。

また、ストレステストは、EU に加盟する 27 カ国における銀行セクターの連結総資産規模の 50% 超を占める、域内 20 カ国の銀行 91 行を抽出して個別に実施されました。査定は、ECB や欧州委員会と緊密に連携をとって開発・合意した 2010 年/2011 年マクロ経済シナリオ（標準的および景気悪化シナリオ）を用いたものです。

シナリオや手法、総評や各行の個別結果などの詳細は CEBS から入手可能です。また、BaFin や独連邦銀行のホームページからも入手できます。

以 上

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、現実の結果を、将来の事象に関する記述に含まれる結果とは大きく異なるものにすることがあります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の重要な部分を得ているその他の地域における金融市場の動向、借り手または取引相手による将来の債務不履行、戦略的施策の実践、当グループのリスク・マネジメントの施策、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2010年3月16日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれています。IFRSに基づき報告された数字との比較には、同じく www.deutsche-bank.com/ir から入手可能な2010年第1四半期決算補足財務データをご参照ください。

ドイツ銀行 AG、2010 年第 3 四半期にポストバンク関連費用 23 億ユーロを除いたベースで 11 億ユーロの純利益を計上

ポストバンク関連費用を含んだベースでは 12 億ユーロの純損失を計上

- 税引前利益は 13 億ユーロを計上；ポストバンク関連費用を含んだベースでは、10 億ユーロの税引前損失を計上
- 純収益は 73 億ユーロを計上；ポストバンク関連費用を含んだベースでは、50 億ユーロの純収益を計上
- ポストバンク関連では、税金の恩恵を伴わない非現金費用を計上
- BIS 規制自己資本 (Tier 1) 比率は 11.5%、コア Tier 1 自己資本比率は 7.6%（これには 2010 年 10 月 6 日に成功裡に完了した 102 億ユーロの増資は未だ反映していない）
- CIB は底固い業績を達成し、税引前利益は前年同四半期比で 11%の増加
- PCAM は良好な業績となり、税引前利益は前年同四半期比で 14%の増加

ドイツ銀行 AG（銘柄コード XETRA：DBKGn.DE/NYSE：DB）は、本日、2010 年第 3 四半期および同年 1～9 月期の業績を発表しました。2010 年第 3 四半期の純利益は、ポストバンクの株式取得と関連する他社株転換義務条項付き債券にかかわる 23 億ユーロの費用計上を除いたベースで、11 億ユーロを計上しました。これに対し、2009 年第 3 四半期の純利益は、税金の恩恵（純額）を含んだベースで 14 億ユーロでした。2010 年第 3 四半期、前述のポストバンクにかかわる費用を含んだベースでは、12 億ユーロの純損失となりました。報告ベースの希薄化後 1 株当たり純利益は、前年同四半期の 1.92 ユーロに対し、マイナス 1.75 ユーロとなりました。税引前利益は、2009 年第 3 四半期の 13 億ユーロに対し、2010 年第 3 四半期にはポストバンク関連費用を除いたベースでは 13 億ユーロとほぼ同水準となりました。ポストバンク関連費用を含んだベースでは、10 億ユーロの税引前損失となりました。当行の定義による（特筆すべき利益や費用を除く）税引前平均アクティブ資本利益率は 13%、報告ベースによる当該比率はマイナス 10%となりました。

2010 年 1～9 月期の純利益は、2009 年 1～9 月期の 36 億ユーロに対し、ポストバンクの株式取得と他社株転換義務条項付き債券に関連した費用を除いたベースで 41 億ユーロとなりました。当該

費用を含んだベースでは、2010 年 1～9 月期の純利益は 17 億ユーロでした。

2010 年 1～9 月期の税引前利益は、2009 年 1～9 月期の 44 億ユーロに対し、前述の費用を除いたベースで 56 億ユーロとなりました。前述の費用を含んだベースでは、33 億ユーロの税引前利益を計上しました。

2010 年 1～9 月期の希薄化後 1 株当たり純利益は、前年 1～9 月期の 5.14 ユーロに対し、2.33 ユーロとなりました。当行の定義による税引前平均アクティブ資本利益率は、前年同期と同じ 18% となったのに対し、報告ベースの当該比率は、前年同期の 17% に対し 11% となりました。

ドイツ銀行 AG 取締役会会長のヨゼフ・アッカーマンは次のように述べています。「2010 年第 3 四半期の業績は、マクロ経済と市場環境が依然として厳しい状況が続くなかで、ビジネスモデル調整後の当行の底力を再度示すものとなりました」

さらに、アッカーマンは次のように述べています。「当行は、この度、過去最大規模の増資を成功裡に完了し、予定しているポストバンク買収を主な目的として資本基盤を強化しました。その一方で、リスク/リターン構造を大幅に改善することで、主導的な投資銀行としての基盤も一層強化しました。リテールビジネスにおいては、ドイツ国内の基盤を大きく拡充し、より安定したビジネスに主軸を置いた収益構造へとバランスを図っています」

業績ハイライト

2010 年第 3 四半期のポストバンク関連費用を除いた**純収益**は、前年同四半期の 72 億ユーロに対し、73 億ユーロとなりました。ポストバンク関連費用を含んだベースの純収益は、50 億ユーロでした。また、2010 年第 3 四半期の収益には、公正価値オプションを採用している当行債務の一部に対するクレジット・スプレッドの変化に起因した、1 億 1,300 万ユーロの評価損失が含まれています。2009 年第 3 四半期の当該損失は 1 億 1,100 万ユーロでした。さらに、2009 年第 3 四半期の収益には、コマーシャル・ペーパー関連会社オカラ・ファンディング LLC に関連した約 3 億 5,000 万ユーロの費用などの特殊要因による約 3 億 3,000 万ユーロ（純額）のマイナスの影響が含まれていました。一方、2010 年第 3 四半期に含まれるオカラ・ファンディング関連の費用は大幅に減少し、約 9,000 万ユーロでした。

ユーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) の 2010 年第 3 四半期の純収益は、前年同四半期の 44 億ユーロに対し、42 億ユーロとなりました。

セールス/トレーディングの収益は、2009 年第 3 四半期の 30 億ユーロに対し、29 億ユーロを計上しました。**債券およびその他商品のセールス/トレーディング**からの純収益は、前年同四半期の 21 億ユーロから 5% 増加し、22 億ユーロとなりました。2010 年第 3 四半期には、7 月と 8 月に予想された季節要因に加えてソブリンリスク懸念が継続したことで、顧客取引が一層減少しました。しかし、9 月には、特に後半において顧客取引は大幅に回復しました。市場環境の正常化に伴いマネーマーケット、金利デリバティブの収益は大幅に減少しましたが、外国為替は前年同四半期と比べ増収となり、良好な業績を計上しました。当行は、リスク誌の年次リスク・インターディーラー調査において、過去 6 年で 5 度目となるトップの地位を占めました。クレジットの「フロー」取引からは減収となったものの、クレジットソリューションズの顧客取引は増加しました。コモディティーズは前年同四半期比で減収となった一方、エマージング・マーケットの収益は安定的でした。

株式セールス/トレーディングの純収益は、顧客取引の低迷を主な要因として、前年同四半期の 8 億 7,300 万ユーロに対し、6 億 5,000 万ユーロとなりました。株式トレーディングおよびプライム・ファイナンスは底堅い業績をあげ、市場シェアを維持しました。株式デリバティブは、困難な市場環境を反映して、前年同四半期比で大幅な減収となりました。2010 年第 3 四半期、当行は株式プロプライアトリー勘定トレーディングから撤退しました。

オリジネーションの収益は、株式オリジネーション取引高の低迷と前年同四半期における時価評価による一過性のプラスの影響が今期はなかったことを反映し、前年同四半期の 5 億 4,000 万ユーロに対し、4 億 2,600 万ユーロを計上しました。アドバイザリーからの収益は、取引高の大幅な増加を受け、前年同四半期の 9,500 万ユーロに対し、1 億 3,700 万ユーロを計上しました。当行は、オリジネーションおよびアドバイザリーにおいて、グローバル規模で 8 位から本年 1～9 月期には 5 位にランクされました（出所：ディーロジック）。

貸出しからの収益は、前年同四半期の 4 億 4,200 万ユーロに対し、5 億 5,600 万ユーロを計上しました。この増収は主に、貸出し担保としていたアクセル・スプリングァーAG 株式の売却益によるものです。

グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) の 2010 年 3 四半期の純収益は、前年同四半期の 6 億 5,900 万ユーロから 29%増加し、8 億 5,200 万ユーロとなりました。この増収は主に、ABN アムロから買収した商業銀行事業によるものです。さらに、法人信託サービスの手数料収入が引き続き増加し、国際貿易金融に対する需要も依然として強かったことも増収につながりました。当行は、2010 年ユーロマネー誌による調査で、ユーロ建て決済ならびに法人キャッシュ・マネジメント（西欧）においてトップの地位を維持しました。

資産運用およびウェルス・マネージメント・ビジネス (AWM) の純収益は、前年同四半期の 7 億 7,100 万ユーロに対し、10 億ユーロを計上しました。プライベート・ウェルス・マネージメント (PWM) の 2010 年第 3 四半期の収益には、サル・オッペンハイム/BHF からの収益 2 億ユーロが含まれています。さらに、資産運用 (AM) および PWM の増収には、前年同四半期と比べ資産ベース手数料の増加や市場環境の改善の影響が反映されています。

個人顧客および中堅企業部門 (PBC) の純収益は、前年同四半期から 5%増加し、15 億ユーロを計上しました。マージンが上昇したことで、預金関連の収益は四半期としては過去最高を記録しました。また、アドバイザリー/ブローカレッジは前年同四半期比で増収となった一方、売買一任勘定ポートフォリオ・マネージメント/ファンド・マネージメントやクレジット商品は前年同四半期と比べ引き続き減収となりました。

コーポレート・インベストメンツ (CI) は、22 億ユーロの純損失を計上しましたが、これには前述のポストバンクに関連した費用 23 億ユーロが含まれています。一方、2009 年第 3 四半期の純収益 2 億 4,200 万ユーロには、ポストバンクへの持分増加のためのプット/コールオプションからの時価評価益 1 億 4,000 万ユーロと、当行が保有するダイムラーAG の株式売却益 1 億 1,000 万ユーロが含まれていました。

2010 年 1～9 月期のグループ純収益は、2009 年 1～9 月期の 224 億ユーロに対し、前述のポストバンク関連の費用を除いたベースで 235 億ユーロでした。当該費用を含んだベースでは、211 億ユーロの純収益を計上しました。

信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期の 5 億 4,400 万ユーロ、2010 年第 2 四半期の 2 億 4,300 万ユーロに対し、2010 年第 3 四半期には 3 億 6,200 万ユーロを計上しました。CIB は、前

年同四半期には 3 億 2,300 万ユーロの信用リスク引当金繰入額を計上していたのに対して、IAS(国際会計基準)第 39 号に基づき区分変更された資産に関連した繰入額の大幅な減少の恩恵を受け、2010 年第 3 四半期には 1 億 7,900 万ユーロを計上しました。PCAM の信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期の 2 億 1,400 万ユーロに対し、ポートフォリオおよび国別レベルで様々な施策を採用したことにより、PBC の主要ポートフォリオ全般において信用リスク引当金繰入額が大幅に減少したことを反映し、1 億 8,400 万ユーロとなりました。

2010 年 1～9 月期の信用リスク引当金繰入額は、前年 1～9 月期の 21 億ユーロに対し、8 億 6,800 万ユーロを計上しました。

利息以外の費用は、前年同四半期の 54 億ユーロに対し、57 億ユーロを計上しました。給与手当は、前年同四半期の 28 億ユーロに対し、30 億ユーロを計上しました。2010 年第 3 四半期の給与手当には、買収に関連した報酬費用 1 億 1,200 万ユーロが含まれています。一般管理費は、前年同四半期の 22 億ユーロに対して、買収に関連した 2 億 3,600 万ユーロを含んだベースで 25 億ユーロを計上しました。2009 年第 3 四半期の一般管理費には、個人投資家に対する特定商品買戻しの提示に関連した費用 2 億ユーロが含まれていました。その他の増加要因としては、事業の拡大、IT (情報技術) 投資を含む戦略的施策にかかわる費用および外国為替の影響が挙げられます。さらに、2010 年第 3 四半期の利息以外の費用は、前年同四半期と比べアビーライフの生命保険加入者による保険金請求に備えた費用が減少したことを反映していますが、その影響は収益において相殺されています。

2010 年 1～9 月期の利息以外の費用は、前年 1～9 月期の 159 億ユーロに対し、170 億ユーロとなりました。

2010 年第 3 四半期の**税引前利益**は、ポストバンクの株式取得とそれに関連した他社株転換義務条項付き債券にかかわる費用を除いたベースで、13 億ユーロを計上しました。前年同四半期の税引前利益は同じく 13 億ユーロでした。また、当該費用を含んだベースでは、2010 年第 3 四半期に 10 億ユーロの税引前損失を計上しました。

当行の定義による**税引前平均アクティブ資本利益率** (2010 年第 3 四半期においては 23 億ユーロの上記費用を除く) は、前年同四半期の 14%に対し、13%となりました。前述の費用を含む報告ベースの税引前平均アクティブ資本利益率は、前年同四半期の 15%に対し、2010 年第 3 四半期にはマイナス 10%となりました。

2010 年 1～9 月期の税引前利益は、ポストバンクの株式取得とそれに関連した他社株転換義務条項付き債券に関連した費用を除いたベースで、56 億ユーロを計上しました。これに対し、2009 年 1～9 月期の税引前利益は 44 億ユーロでした。前述の費用を含んだベースでは、2010 年 1～9 月期の税引前利益は 33 億ユーロとなりました。

2010 年 1～9 月期の当行の定義による税引前平均アクティブ資本利益率は、前年同期と同じ 18%でした。報告ベースの当該利益率は、前年同期の 17%に対し、11%となりました。

2010 年第 3 四半期の**純利益**は、前年同四半期の 14 億ユーロに対し、ポストバンク関連費用を除いたベースで 11 億ユーロを計上しました。当該費用を含んだベースでは、12 億ユーロの純損失となりました。ポストバンク関連費用の 23 億ユーロは税金の恩恵を受けませんでした。2010 年第 3 四半期の法人税 1 億 7,000 万ユーロは、収益源の地理的分散と繰延税金負債の繰戻しの恩恵を反映しています。一方、2009 年第 3 四半期には、幾つかの重要な税効果を反映して 7,800 万ユーロの恩恵を受けましたが、これは純額ベースで利益にプラスの影響を与えました。2010 年第 3

四半期の希薄化後 1 株当たり純利益は、前年同四半期の 1.92 ユーロに対し、マイナス 1.75 ユーロとなりました。

2010 年 1～9 月期の純利益は、前年 1～9 月期の 36 億ユーロに対し、前述のポストバンク関連費用を除いたベースで 41 億ユーロとなりました。当該費用を含んだベースでは、17 億ユーロの純利益を計上しました。2010 年 1～9 月期の税金費用は、前年 1～9 月期の 7 億 9,700 万ユーロに対し、15 億ユーロを計上しましたが、これは主に 2010 年第 3 四半期に発生した 23 億ユーロのポストバンク関連費用によるものです。なお、当該費用は税金の恩恵を受けなかったものの、収益源の地理的分散と繰延税金負債の繰戻しにより一部相殺されました。2010 年 1～9 月期の希薄化後 1 株当たり純利益は、前年 1～9 月期の 5.14 ユーロに対し、2.33 ユーロとなりました。

Tier 1 比率およびその関連比率は、2010 年 10 月 6 日に完了した増資の影響を未だ反映していません。増資による純手取金の影響を除いた 2010 年第 3 四半期末の Tier 1 比率は、2010 年第 2 四半期末の 11.3%、2009 年第 3 四半期末の 11.7%に対し、11.5%でした。2010 年第 3 四半期の Tier 1 比率は、前述のポストバンク関連費用による純利益の減少によって 0.4%ポイント低下しましたが、ポストバンクへの投資による資本控除額の減少やリスク・ウェイト・アセットの減少によって一部相殺されました。ハイブリッドを除くコア Tier 1 比率は、2010 年第 2 四半期末の 7.5%から若干増加し、2010 年第 3 四半期末には 7.6%となりました。

2010 年第 3 四半期末の Tier 1 資本は、2010 年第 2 四半期末の 343 億ユーロに対し、318 億ユーロでした。自己資本は、ポストバンク関連費用以外では主に為替レートの影響を受けましたが、ポストバンクの影響を除いた純利益によってその大部分は相殺されました。

リスク・ウェイト・アセットは、為替レートの影響や前述のポストバンク関連費用、クレジット・リスクやマーケット・リスクのさらなる減少を反映し、2010 年第 2 四半期末から 260 億ユーロ減少し、2010 年第 3 四半期末には 2,770 億ユーロとなりました。

資産合計は、2010 年第 2 四半期末の 1 兆 9,260 億ユーロから若干増加し、2010 年第 3 四半期末には 1 兆 9,580 億ユーロとなりました。これは主にデリバティブ資産の評価額の緩やかな増加によるものですが、ユーロ高の影響により大半が相殺されました。デリバティブおよびその他一部トレーディング商品のネットिंगを反映した調整ベースでは、2010 年第 3 四半期末の資産合計は同年第 2 四半期末とほぼ同水準の 1 兆 440 億ユーロとなりました。当行の定義に基づくレバレッジレシオ（負債比率）は、調整後の資本の減少を主な要因として、2010 年第 2 四半期末の 23 倍から上昇し、2010 年第 3 四半期末には 25 倍となりました。

部門別業績

法人・機関投資家向けビジネス・グループ部門(CIB)

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S)

債券およびその他商品のセールス/トレーディングからの 2010 年第 3 四半期の純収益は、前年同四半期から 1 億 1,200 万ユーロ、率にして 5%増加し、22 億ユーロとなりました。また、コマーシャル・ペーパー関連会社オカラ・ファンディング LLC に関連した追加費用として、当該四半期に約 9,000 万ユーロを計上しました。前年同四半期には、オカラ・ファンディング LLC に関連した費用として 3 億 5,000 万ユーロ、ストラクチャードクレジット業務での特定のリスクに係る評価損として 3 億ユーロの損失を計上しましたが、その一部はモノライン保険会社および商業用不

動産に関連した 2 億 6,300 万ユーロの評価益で相殺されています。2010 年第 3 四半期には、7 月と 8 月に予想された季節要因に加えてソブリンリスク懸念が継続したことで、前年同四半期と比べ顧客取引の減少がさらに顕著となりました。しかし、9 月には、特に後半において顧客取引は大幅に回復しました。外国為替は、マージンの低下が継続するなかで、取引量の増加によって良好な業績を達成しました。マネー・マーケットの収益は、取引環境の悪化を反映し、前年同四半期を大幅に下回りました。金利ビジネスの収益は、マージンの低下と取引量の減少により前年同四半期を下回りましたが、一部は仕組み案件への需要により相殺されました。当行は、リスク誌の年次リスク・インターディーラー調査で、過去 6 年間で 5 度目となる総合トップを占めました。金利デリバティブ部門においては総合ならびに全金利スワップカテゴリーでトップを占めています。クレジット・トレーディングからの収益は、仕組み案件に対する顧客ニーズが堅調であったことや前年同四半期の費用計上が一過性であったことが、フロー・トレーディングの収益減少を相殺した結果、前年同四半期を上回りました。コモディティーズの業績は、特にエネルギー・セクターにおけるボラティリティの低下を反映し、前年同四半期を下回りました。エマージング・マーケットの収益は、ラテン・アメリカへの投資家の関心の高まりを背景として安定的でした。

株式セールス/トレーディングからの収益は、前年同四半期から 2 億 2,200 万ユーロ、率にして 25%減少し、6 億 5,000 万ユーロとなりました。9 月に株式相場は上昇したものの、2010 年第 3 四半期を通じて顧客取引は低迷していました。このような厳しい市場環境にもかかわらず、株式トレーディングは、前年同四半期を若干下回ったものの全ての地域で底堅い収益を達成し、市場シェアを確保しました（出所：ブルームバーグ）。プライム・ファイナンスの収益は、季節的な要因による預かり資産の減少が新規顧客や新商品・サービスの成功で一部相殺された結果、前年同四半期とほぼ同じ水準となりました。株式デリバティブの収益は、顧客取引の減少により前年同四半期を大きく下回りました。2010 年第 3 四半期、当行は株式自己勘定トレーディングから撤退しました。

オリジネーションとアドバイザリーの 2010 年第 3 四半期の収益は、前年同四半期と比べ 7,200 万ユーロ、率にして 11%減少し、5 億 6,300 万ユーロとなりました。当行はグローバルで第 5 位にランクされました。アドバイザリーからの収益は、取引高の増加と市場シェアの拡大を背景に、前年同四半期から 4,200 万ユーロ、率にして 44%増加して、1 億 3,700 万ユーロとなりました。M&A ビジネスのランキングは EMEA（欧州・中東・アフリカ）地域で第 1 位、グローバルでは第 5 位に上昇しました。債券オリジネーションからの収益は、前年同四半期にはレバレッジド・ファイナンスにおける一過性の時価評価益の計上があったことを受け、前年同四半期と比べ 1,700 万ユーロ、率にして 5%減少しました。株式オリジネーションからの収益は、市場の手数料プール的大幅な減少を反映し、前年同四半期から 9,600 万ユーロ、率にして 44%減少しました。しかしながら、当行はグローバルで第 7 位の地位を維持しました。（全てのランキングの出所：ディーロジック）

貸出しからの収益は、前年同四半期から 1 億 1,400 万ユーロ、率にして 26%増加し、5 億 5,600 万ユーロとなりました。この増収の主な要因は、貸出し担保としていたアクセル・スプリングァー AG 株の売却益によるものです。

その他商品からの収益は、前年同四半期から 2 億 300 万ユーロ、率にして 55%減少し、1 億 6,300 万ユーロとなりました。この減収は、アビーライフの保険金清算に係る投資における評価益の減少が主な要因ですが、利息以外の費用において相殺されました。

CB&S の 2010 年第 3 四半期の**信用リスク引当金繰入額**は、前年同四半期の 3 億 1,800 万ユーロ（純額）に対し、1 億 3,500 万ユーロ（純額）となりました。これは、IAS(国際会計基準)第 39

号に従い区分変更された資産に関連した信用リスク引当金計上額が 8,500 万ユーロ減少したことに起因しています。

2010 年第 3 四半期の利息以外の費用は、前年同四半期から 1 億 9,200 万ユーロ、率にして 6%減少し、29 億ユーロを計上しました。前年同四半期には、個人投資家からの特定商品の買戻しに係る 2 億ユーロの費用が計上されていました。一般管理費が増加している主な要因は、仕組み案件の増加による法務関連および業務関連費用の増加です。その他の要因としては、前述のアーバインに係る影響が挙げられます。

2010 年第 3 四半期の税引前利益は、前年同四半期の 9 億 8,100 万ユーロに対し、11 億ユーロを計上しました。

グローバル・トランザクション・バンキング (GTB)

GTB の 2010 年第 3 四半期の純収益は、前年同四半期から 1 億 9,300 万ユーロ、率にして 29%増加し、8 億 5,200 万ユーロとなりました。この増収は主に、ABN アムロから買収した商業銀行事業（2010 年第 2 四半期から連結対象）によるものです。さらに、法人信託サービス、主にカストディ（証券保管）業務における手数料収入の大幅増加や、国際貿易およびファイナンスिंगに対する需要の増加により貿易金融が好調を維持していることも収益に寄与しました。

GTB は、信用リスク引当金繰入額として 4,400 万ユーロ（純額）を計上しました。前年同四半期と比べ 3,800 万ユーロの増加となりましたが、これは、主に ABN アムロから買収した商業銀行事業によるものです。

利息以外の費用は、前年同四半期から 1 億 4,100 万ユーロ、率にして 31%増加し、5 億 9,400 万ユーロとなりました。この増加は主に、ABN アムロから買収した商業銀行事業に関連する業務・統合費用、事業の拡大を支える給与手当および規制関連費用が増加したことによるものです。

2010 年第 3 四半期の税引前利益は、前年同四半期から 1,300 万ユーロ、率にして 6%増加し、2 億 1,400 万ユーロとなりました。

個人・資産運用ビジネス・グループ部門 (PCAM)

資産運用およびウェルス・マネージメント部門 (AWM)

2010 年第 3 四半期の AWM の純収益は、前年同四半期から 2 億 4,300 万ユーロ、率にして 32%増加し、10 億ユーロを計上しました。2010 年第 3 四半期の収益には、サル・オープンハイム/BHF の買収に関連した 2 億ユーロが含まれています。当該買収は、PWM における売買一任勘定ポートフォリオ・マネージメント／ファンド・マネージメントの収益（7,800 万ユーロの増加、但し、市場環境改善の影響も含む）、アドバイザー／ブローカレッジの収益（4,100 万ユーロの増加）、その他商品の収益（6,600 万ユーロの増加）の増加にもつながりました。資産運用（AM）における売買一任勘定ポートフォリオ・マネージメント／ファンド・マネージメントからの収益は、資産ベース手数料の上昇と市場環境が改善したことを背景に、前年同四半期比で 2,300 万ユーロ、率にして 6%増加しました。AWM におけるクレジット商品からの収益は、特に米国において貸出しマージンが大幅に改善したことや米ドル高および取引高の増加によるプラスの効果により、前年同四半期と比べ 3,600 万ユーロ、率にして 55%増加し、1 億 100 万ユーロを計上しました。

信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期比で1,400万ユーロ増加し、1,900万ユーロとなりました。この増加は、主に1件の顧客に関連するものです。

2010年第3四半期の**利息以外の費用**は、前年同四半期比で2億8,800万ユーロ、率にして46%増加し、9億2,100万ユーロとなりました。これらの費用には、サル・オープンハイム/BHFに関連した2億4,300万ユーロが含まれています。その他の要因としては、主にPWMにおけるITプラットフォームへの継続的投資が挙げられます。

2010年第3四半期のAWMの**税引前利益**は、PWMにおけるサル・オープンハイム/BHF関連の税引前損失（純額）5,200万ユーロを含めたベースで、7,800万ユーロとなりました。当該損失の影響を除くと、前年同四半期の1億3,400万ユーロと同水準の税引前利益となっていました。

AWMの**運用資産**は、2010年第3四半期において250億ユーロ減少し、8,460億ユーロとなりました。PWMの運用資産は60億ユーロ減少（内、30億ユーロは純資金流出）し、3,130億ユーロとなりました。一方、AMの運用資産は、前年同四半期と比べ180億ユーロ減少し、5,320億ユーロとなりました。この減少の主な要因としては、2010年第3四半期における米ドル安の進行が挙げられますが、相場の上昇による影響（120億ユーロ）と純資金流入（20億ユーロ）により一部相殺されています。

個人顧客および中堅企業部門(PBC)

2010年第3四半期のPBCの**純収益**は、前年同四半期から6,600万ユーロ、率にして5%増加し、15億ユーロとなりました。売買一任勘定ポートフォリオ・マネジメント／ファンド・マネジメントからの収益は、顧客取引の減少を背景に、800万ユーロ、率にして11%の減少となりました。アドバイザリー／ブローカレッジ収益は、主に証券ブローカレッジおよび年金関連保険商品販売の増加により、4,400万ユーロ、率にして24%増加しました。クレジット商品からの収益は、前年同四半期比で3,600万ユーロ、率にして6%減少しました。この減収は、主にマージンの低下によるものですが、その影響の一部は貸出し残高の増加で相殺されています。預金・支払いサービスからの収益は、預金マージンの上昇を反映して、前年同四半期比で5,100万ユーロ、率にして12%増加し、四半期としては過去最高を記録しました。その他商品からの収益は、前年同四半期比で1,600万ユーロ、率にして19%増加しました。この増収は、主に売却可能証券の売却益によるものですが、その影響の一部は、PBCの資産/負債管理における業績が想定通り正常化へと向かったことにより相殺されました。

2010年第3四半期の**信用リスク引当金繰入額**は、前年同四半期比で4,400万ユーロ、率にして21%減少し、1億6,500万ユーロとなりました。これは、ポートフォリオおよび国別レベルで様々な施策を採用した結果、主要ポートフォリオ全般において信用リスク引当金繰入額が減少したことを受けたものです。

2010年第3四半期の**利息以外の費用**は、前年同四半期から1,500万ユーロ、率にして1%増加し、10億ユーロとなりました。2010年第3四半期には、戦略的プロジェクトに関連した費用を含んでいます。

税引前利益は、前年同四半期比で9,600万ユーロ増加し、2億4,500万ユーロとなりました。

2010年第3四半期末の**運用資産**は、2010年第2四半期末から20億ユーロ増加し、1,940億ユーロとなりました。これは主に、相場の上昇により20億ユーロ増加したことを反映したものです。

2010 年第 3 四半期末の PBC の総顧客数は 1,450 万で、2010 年第 2 四半期末と同じ水準となりました。

コーポレート・インベストメンツ・グループ部門 (CI)

CI の 2010 年第 3 四半期の純損益は、22 億ユーロの純損失を計上しましたが、これには前述のポストバンクに関連した費用 23 億ユーロが含まれています。一方、2009 年第 3 四半期の純収益 2 億 4,200 万ユーロには、ポストバンクに関連した 1 億 5,400 万ユーロと当行保有のダイムラーAGの株式売却益 1 億 1,000 万ユーロが含まれていましたが、その一部は中国華夏銀行の株式取得オプションにおける評価損で相殺されました。

2010 年第 3 四半期の利息以外の費用は、前年同四半期の 1 億 1,700 万ユーロに対し、1 億 7,300 万ユーロとなりました。この増加の主な要因としては、建物・スペースの最適化に関連した費用とマヘル・ターミナルズ (Maher Terminals LLC) やザ・コスモポリタン・リゾート・アンド・カジノの投資関連費用の増加によるものです。

2010 年第 3 四半期の税引前損益は、前年同四半期における 1 億 1,700 万ユーロの税引前利益に対し、23 億ユーロの税引前損失となりました。

連結および調整

「連結および調整」の税引前損益は、前年同四半期の 2 億 6,700 万ユーロの税引前損失に対し、2010 年第 3 四半期は 3 億 4,900 万ユーロの税引前損失となりました。両四半期とも、経済的にヘッジされたポジションの報告について、マネジメントレポートと IFRS (国際財務報告基準) で適用する会計基準が異なることによる大きなマイナスの影響を含んでいますが、こうした影響はユーロと米ドルの金利動向に起因しています。2010 年第 3 四半期に損失額が増加した要因としては、2009 年第 3 四半期に、税務調査の結果による一過性の税金の金利収入が発生したことが挙げられます。

本リリースには、ポストバンク関連費用の 2010 年第 3 四半期および 2010 年 1～9 月期業績に与える影響に関する対照表が添付されています。

2010 年 9 月 30 日付四半期決算報告書の完全版は、ドイツ銀行 AG のホームページ
<http://www.deutsche-bank.com/3Q2010> から、2010 年第 3 四半期の補足財務データは
<http://www.deutsche-bank.de/ir/financial-supplements> から入手可能です。

本件に関するお問い合わせ先：
広報部
電話：(03) 5156-7704

アナリストおよび投資家向けコンファレンスコールは、本日午前9時（CET：中央ヨーロッパ標準時）に開催されます。当該コンファレンスの内容は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

ウェブキャスト（音声のみ）：<http://www.deutsche-bank.com/ir/video-audio>

プレゼンテーション資料：<http://www.deutsche-bank.com/ir/presentations>

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、現実の結果を、将来の事象に関する記述に含まれる結果とは大きく異なるものにする可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の重要な部分を得ているその他の地域における金融市場の動向、借り手または取引相手による将来の債務不履行、戦略的施策の実践、当グループのリスク・マネジメントの施策、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2010年3月16日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれている可能性があります。IFRSに基づき報告された数字との比較には、同じく www.deutsche-bank.com/ir から入手可能な2010年第3四半期決算補足財務データおよび添付の対照表をご参照ください。

以 上

資料

ドイツ銀行グループ損益計算書（未監査）

損益計算書				
単位: 百万ユーロ	2010年9月30日に 終了した3ヵ月	2009年9月30日に 終了した3ヵ月	2010年9月30日に 終了した9ヵ月	2009年9月30日に 終了した9ヵ月
利息および類似収益	6,700	5,955	21,398	21,985
利息費用	3,285	2,822	10,337	12,245
純利息収益	3,415	3,133	11,061	9,740
信用リスク引当金繰入額	362	544	868	2,070
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	3,053	2,589	10,193	7,670
手数料およびフィー収益	2,567	2,284	7,614	6,708
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債 に係る純利益	833	1,666	3,523	6,541
売却可能金融資産に係る純利益（損失）	167	97	185	(398)
持分法適用投資に係る純利益（損失）	(2,300)	31	(2,036)	50
その他の収益（損失）	303	27	792	(223)
利息以外の収益合計	1,570	4,105	10,078	12,678
給与手当	2,983	2,840	9,594	8,956
一般管理費	2,528	2,175	7,078	6,361
保険業務に係る費用	160	364	302	428
無形資産の減損	-	-	29	157
再構築費用	-	-	-	-
利息以外の費用合計	5,671	5,379	17,003	15,902
税引前利益（損失）	(1,048)	1,315	3,268	4,446
法人所得税費用（ベネフィット）	170	(78)	1,544	797
純利益（損失）	(1,218)	1,393	1,724	3,649
非支配持分株主に帰属する純利益（損失）	(5)	13	15	(9)
ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）	(1,213)	1,380	1,709	3,658

1株当たり純利益 (EPS)				
単位: ユーロ	2010年9月30日に 終了した3ヵ月	2009年9月30日に 終了した3ヵ月	2010年9月30日に 終了した9ヵ月	2009年9月30日に 終了した9ヵ月
普通株式1株当たり純利益⁽¹⁾:				
基本的	€ (1.75)	€ 1.98	€ 2.45	€ 5.32
希薄化後	€ (1.75)	€ 1.92	€ 2.33	€ 5.14
株式数(百万株)⁽¹⁾:				
基本的1株当たり純利益計算上の分母—加重平均流通 株式数	695.3	696.6	697.1	687.5
希薄化後1株当たり純利益計算上の分母—転換想定後 の修正加重平均株式数 ⁽²⁾	695.3	720.8	734.1	712.3

(1) 増資に関連して、2010年9月に発行した新株予約権のボーナス部分の影響を反映するため、平均基本的/希薄化後流通株式数は全期間において調整されている。

(2) 2010年9月30日に終了した3ヵ月においては純損失の状況であったため、潜在的に希薄化の可能性のある株式数はEPS算出において一般に考慮しない（考慮した場合は希薄化の影響を弱めるため）。しかしながら、純利益の状況では、転換想定後の修正加重平均株式数は2010年9月30日に終了した3ヵ月間で2,660万株増加したものとされる。

資料

ドイツ銀行グループ貸借対照表（未監査）

資産		
単位：百万ユーロ	2010年9月30日現在	2009年12月31日現在
現金および銀行預け金	11,989	9,346
利付銀行預け金	70,856	47,233
中央銀行ファン ド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	22,596	6,820
借入有価証券	44,812	43,509
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング資産	274,560	234,910
デリバティブ金融商品のプラスの時価	819,830	596,410
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	162,362	134,000
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	1,256,752	965,320
売却可能金融資産	25,553	18,819
持分法適用投資	5,551	7,788
貸出金	279,826	258,105
土地建物および設備	3,276	2,777
のれんおよびその他の無形資産	11,702	10,169
その他の資産	215,508	121,538
法人所得税資産 ⁽¹⁾	9,327	9,240
資産合計	1,957,748	1,500,664

(1) 法人所得税資産および法人所得税負債は、繰延/当期税金から成る。

資料

ドイツ銀行グループ貸借対照表（未監査）

負債および資本		
単位：百万ユーロ	2010年9月30日現在	2009年12月31日現在
預金	398,641	344,220
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）	43,813	45,495
貸付有価証券	6,459	5,564
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
トレーディング負債	73,786	64,501
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	800,539	576,973
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される金融負債	134,928	73,522
投資契約負債	7,510	7,278
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	1,016,763	722,274
その他の短期借入金	54,571	42,897
その他の負債	237,622	154,281
引当金	1,547	1,307
法人所得税負債 ⁽¹⁾	4,117	4,298
長期債務	143,889	131,782
信託優先証券	10,787	10,577
自己普通株式購入義務	-	-
負債合計	1,918,209	1,462,695
普通株式、無額面、名目価額 2.56 ユーロ	1,589	1,589
資本剰余金	14,662	14,830
利益剰余金	25,323	24,056
自己普通株式、取得原価	(209)	(48)
自己株式購入義務振替額	-	-
損益計算書に認識されていない純利益（損失）、税引後	(2,857)	(3,780)
株主持分合計	38,508	36,647
非支配株主持分	1,031	1,322
資本合計	39,539	37,969
負債および資本合計	1,957,748	1,500,664

(1) 法人所得税資産および法人所得税負債は、繰延/当期税金から成る。

資料

ドイツ銀行グループ主要財務指標（未監査）

	2010年 第3四半期	2009年 第3四半期	増減 (前年同四半期比)
ドイツ銀行株式 株価（期末）	€ 40.15	€ 52.45	(23) %
ドイツ銀行株式 高値	€ 56.56	€ 53.94	5 %
ドイツ銀行株式 安値	€ 38.71	€ 41.04	(6) %
基本的1株当たり利益 ⁽¹⁾	€ (1.75)	€ 1.98	N/M
希薄化後1株当たり利益 ⁽¹⁾⁽²⁾	€ (1.75)	€ 1.92	N/M
平均流通普通株式数（基本的、百万株） ⁽¹⁾	695	697	(0) %
平均流通普通株式数（希薄化後、百万株） ⁽¹⁾	695	721	(4) %
平均株主持分合計利益率（税引後）	(11.9) %	16.0 %	(27.9) ppt
税引前平均株主持分合計利益率	(10.3) %	15.1 %	(25.4) ppt
税引前平均アクティブ資本利益率	(10.4) %	14.8 %	(25.2) ppt
基本的流通株式1株当たり純資産 ⁽³⁾	€ 61.13	€ 54.63	12 %
費用/収益比率 ⁽⁴⁾	113.8 %	74.3 %	39.5 ppt
報酬比率 ⁽⁵⁾	59.8 %	39.2 %	20.6 ppt
非報酬比率 ⁽⁶⁾	53.9 %	35.1 %	18.8 ppt
純収益合計 単位：百万ユーロ	4,985	7,238	(31) %
信用リスク引当金繰入額 単位：百万ユーロ	362	544	(33) %
利息以外の費用合計 単位：百万ユーロ	5,671	5,379	5 %
税引前利益（損失） 単位：百万ユーロ	(1,048)	1,315	N/M
純利益（損失） 単位：百万ユーロ	(1,218)	1,393	N/M
資産合計 ⁽⁷⁾ 単位：十億ユーロ	1,958	1,660	18 %
株主持分合計 ⁽⁷⁾ 単位：十億ユーロ	38.5	34.6	11 %
Tier1 自己資本比率 ⁽⁷⁾⁽⁸⁾	11.5 %	11.7 %	(0.2) ppt
拠点数 ⁽⁷⁾	1,977	1,966	1 %
内、ドイツ国内の拠点数	983	963	2 %
従業員数（常勤相当） ⁽⁷⁾	82,504	78,530	5 %
内、ドイツ国内の従業員数	29,991	27,943	7 %
長期格付 ⁽⁷⁾			
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	Aa3	Aa1	
スタンダード・アンド・プアーズ	A+	A+	
フィッチ・レーティングス	AA-	AA-	

- (1) 増資に関連して、2010年9月に発行した新株予約権のボーナス部分の影響を反映するため、平均基本的/希薄化後流通株式数は全期間において調整されている。
- (2) 希薄化後1株当たり利益は、想定される転換による分子への影響を含む。
- (3) 基本的流通株式1株当たり純資産は、株主持分を流通株式数で除したものと定義される（共に期末現在）。
- (4) 費用/収益比率は、利息以外の費用の、純収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前純利息収益に利息以外の収益を加えた額）に対する比率。
- (5) 報酬比率は、報酬費用の純収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前純利息収益に利息以外の収益を加えた額）に対する比率。
- (6) 非報酬比率は、非報酬費用（利息以外の費用合計から報酬費用を差し引いた額）の純収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前純利息収益に利息以外の収益を加えた額）に対する比率。
- (7) 期末時点。
- (8) BIS規制自己資本（Tier 1）比率は、Tier 1をクレジット/市場/オペレーショナル・リスクのリスク・ウェイトド・アセットに関連づけている。また、Tier 1は、ドイツ銀行法セクション64h（3）に従い過渡的項目を除外している。

株価情報の出所：トムソン・ロイター。高値および安値は、Xetraにおける日中取引最高値/最安値を表示

* 本資料に掲載されている数字は四捨五入をしているため、必ずしも合計金額と一致するものではなく、比率も絶対値を正確には反映しておりません。

ポストバンクによる2010年第3四半期および2010年1～9月期業績への影響対照表

	2010年第3四半期		
	公表値	ポストバンクの影響	ポストバンクの影響を 除いたベース
純収益（単位：百万ユーロ）	4,985	(2,338)	7,324
税引前利益（損失）（単位：百万ユーロ）	(1,048)	(2,338)	1,290
純利益（損失）（単位：百万ユーロ）	(1,218)	(2,338)	1,119
BIS規制自己資本（Tier 1）（単位：十億ユーロ）	31.8	(1.8)	33.6
リスク・ウェイト・アセット（単位：十億ユーロ）	277.1	(5.4)	282.5
資産合計（調整済み、単位：十億ユーロ）	1,044	(2.3)	1,047
資本合計（調整済み、単位：十億ユーロ）	41.5	(2.3)	43.8
希薄化後一株当たり利益（単位：ユーロ）	(1.75)		1.70
税引前平均アクティブ資本利益率（%）	(10)		13
費用/収益比率（%）	114		77
報酬比率（%）	60		41
BIS規制自己資本（Tier 1）比率（%）	11.5		11.9
コア Tier 1 自己資本比率（%）	7.6		8.1
レバレッジレシオ（負債比率）（単位：倍）	25		24

	2010年1月～9月期		
	公表値	ポストバンクの影響	ポストバンクの影響を 除いたベース
純収益（単位：百万ユーロ）	21,139	(2,338)	23,478
税引前利益（単位：百万ユーロ）	3,268	(2,338)	5,607
純利益（単位：百万ユーロ）	1,724	(2,338)	4,062
BIS規制自己資本（Tier 1）（単位：十億ユーロ）	31.8	(1.8)	33.6
リスク・ウェイト・アセット（単位：十億ユーロ）	277.1	(5.4)	282.5
資産合計（調整済み、単位：十億ユーロ）	1,044	(2.3)	1,047
資本合計（調整済み、単位：十億ユーロ）	41.5	(2.3)	43.8
希薄化後一株当たり利益（単位：ユーロ）	2.33		6.02
税引前平均アクティブ資本利益率（%）	11		19
費用/収益比率（%）	80		72
報酬比率（%）	45		41
BIS規制自己資本（Tier 1）比率（%）	11.5		11.9
コア Tier 1 自己資本比率（%）	7.6		8.1
レバレッジレシオ（負債比率）（単位：倍）	25		24

ドイツ銀行、独ポストバンク買収に関し米国反トラスト当局の承認を得る

－ 現在のポストバンク株式の保有比率は 52 パーセント

－ 2010 年 12 月 3 日、ポストバンクを連結対象へ

ドイツ銀行 AG (XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB) は、本日、独ポストバンク AG (「ポストバンク」) の買収に関し、米国反トラスト当局の承認を得た旨を公表しました。これを受け、ドイツ銀行 AG は、ポストバンク株式の保有比率を、2010 年 12 月 3 日に終了した株式公開買付けで取得した水準である 51.98%まで増加しました。

ドイツ銀行 AG は、株式公開買付けの終了日よりポストバンクを連結対象とします。ポストバンクの 2010 年 12 月の業績は、ドイツ銀行 AG の 2010 年第 4 四半期決算に反映されることになります。

以上

将来の事象の記載に関するリスク

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場の変動、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会 (SEC) への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2010年3月16日付年次報告書 (Form 20-F) の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

ドイツ銀行 AG、2010 年第 4 四半期に 6 億 500 万ユーロ、2010 年通年では 23 億ユーロの純利益を計上

- 2010 年通年の税引前利益は 40 億ユーロ、ポストバンクの影響およびその他買収関連費用を除いた税引前利益は、2009 年の 52 億ユーロに対し、65 億ユーロを計上
- 2010 年第 4 四半期の税引前利益は、2009 年同四半期の 7 億 5,600 万ユーロに対し、7 億 700 万ユーロを計上
- 2010 年第 4 四半期の収益は、第 4 四半期としては過去最高の 74 億ユーロを達成
- 2010 年第 4 四半期の 63 億ユーロの利息以外の費用計上は、ポストバンクが初めて連結対象となったことやその他買収関連費用の計上、組織再編のために戦略的投資を加速する決定を反映
- 102 億ユーロの増資を成功裡に完了。BIS 規制自己資本 (Tier 1) 比率は 12.3%、コア Tier 1 自己資本比率は 8.7%
- 1 株当たり 0.75 ユーロの現金配当を提案
- 2011 年におけるビジネス部門総計で 100 億ユーロという収益目標を再確認

法人・機関投資家向けビジネス (CIB) : 第 4 四半期として過去最高の収益を達成

- 2010 年第 4 四半期の税引前利益は 7 億 1,900 万ユーロ、2010 年通年では 60 億ユーロを計上
- 2010 年第 4 四半期のセールス/トレーディングの収益は、2009 年同四半期と比べ 30% 増加
- オリジネーション/アドバイザリーランキングにおいて、グローバルで上位 5 位に入る目標を達成
- グローバル・トランザクション・バンキングは、法人信託サービスが四半期ベースで過去最高の収益を計上するなど全ビジネスで堅調な収益を達成

個人・資産運用ビジネス (PCAM) : 強い収益基調

- 2010 年第 4 四半期の税引前利益は 1 億 8,700 万ユーロ、2010 年通年では 9 億 8,900 万ユーロを計上
- 2010 年第 4 四半期の個人顧客および中堅企業部門の収益は、2009 年同四半期と比べ 31% 増加
- 2010 年第 4 四半期に資産運用およびウェルス・マネージメント・ビジネスにおいて 40 億ユーロの新規純資金流入

ドイツ銀行 AG（銘柄コード XETRA：DBKGn.DE/NYSE：DB）は、本日、2010 年第 4 四半期ならびに 2010 年通年の業績（いずれも未監査）を発表しました。

2010 年通年の純利益は、2009 年の 50 億ユーロに対し、23 億ユーロを計上しました。2010 年の希薄化後 1 株当たり純利益は、2009 年の 6.94 ユーロに対し、2.92 ユーロとなりました。2009 年と比べ純利益が減少した理由は、2010 年にポストバンク買収に関連した費用を 23 億ユーロ計上したことと、2010 年には前年と比べ税の恩恵が少なかったことが挙げられます。2010 年の税引前利益は、2009 年の 52 億ユーロに対し、40 億ユーロとなりました。ポストバンクの買収と、サル・オープンハイム/BHF の再編に係わる 4 億ユーロの損失を主な要因とするその他買収関連費用は、ABN アムロから買収した商業銀行事業からの 2 億ユーロの純利益計上によって一部相殺されました。そうした影響を除いた税引前利益は、2009 年から 25%増加し、65 億ユーロとなりました。税引前平均アクティブ資本利益率は、9.5%でした。当行の定義に基づく税引前平均アクティブ資本利益率は、2009 年の 14.8%に対し、14.7%となりました。

ドイツ銀行 AG 取締役会ならびに監査役会は、年次株主総会において、2010 年の現金配当を 2009 年と同じく 0.75 ユーロとする提案を行う予定です。

ドイツ銀行 AG 取締役会会長のヨゼフ・アッカーマンは次のように述べています。「2010 年はドイツ銀行グループにとって投資と変化の年になりました。2010 年を通じて、中核ビジネスにおいて底固い収益を再度達成する一方で、グローバル市場における地位を大きく改善し、さらなる成長に向けて万全の体制を整えました。こうした強い基調を維持することで、自ら掲げた高い収益目標の達成を目指しています。全般的な経済環境には依然としてリスクや不透明がありますが、わたしたちは自らの目標を達成できるものと確信しています」

業績ハイライト

2010 年第 4 四半期の**純収益**は、ビジネスの成長と買収による収益の増加を反映し、前年同四半期の 55 億ユーロから 34%増加し、第 4 四半期としては過去最高となる 74 億ユーロを計上しました。**法人・機関投資家向けビジネス (CIB)** の 2010 年第 4 四半期の純収益は、前年同四半期の 35 億ユーロから 31%増加し、46 億ユーロとなりました。この増収には、CIB の幅広い分野が貢献しました。**個人・資産運用ビジネス (PCAM)** の 2010 年第 4 四半期の純収益は、ポストバンクを初めて連結対象としたことを主な要因として、2009 年同四半期から 31%増加し、28 億ユーロを計上しました。ドイツ銀行全体において強い増収基調のもとで 2010 年を終えました。

2010 年通年の純収益は、286 億ユーロを計上しました。ポストバンク関連費用を除いたベースでは、2009 年の 280 億ユーロから 11%増加し、309 億ユーロとなりました。2010 年においては、顧客取引が一時期低迷するなど厳しい市場環境となり、またマクロ経済環境も不透明な状態が続きましたが、CIB は過去最高となる 209 億ユーロの純収益を達成しました。PCAM では、買収によるだけでなく、ポートフォリオ・マネジメント手数料と預金・支払いサービスの大幅な増加によって、純収益は前年に比べ 22%増加し、100 億ユーロとなりました。

2010 年第 4 四半期の**信用リスク引当金繰入額**は、2009 年同四半期の 5 億 6,000 万ユーロから 28%減少し、4 億 600 万ユーロとなりました。2010 年第 4 四半期には、IAS（国際会計基準）第 39 号に基づき区分変更された資産に関連した信用リスク引当金繰入額計上はありませんでしたが、この影響は、前述のポストバンクの連結と、ABN アムロから買収した商業銀行事業による信用リスク引当金の増加によって一部相殺されました。

2010 年通年の信用リスク引当金繰入額は、2009 年通年の 26 億ユーロから 52%減少し、13 億ユーロとなりました。この減少は、主に、IAS 第 39 号に基づき区分変更された資産に関連した信用リスク引当金繰入額の減少によるものです。

2010 年第 4 四半期の利息以外の費用は、主に繰延報酬の割合の増加に関連する報酬制度の変更と、資産運用（AM）における 2 億 9,100 万ユーロにのぼる無形資産の減損戻入れによって大きな恩恵を受けた 2009 年同四半期の 42 億ユーロから 50%増加し、63 億ユーロとなりました。2010 年第 4 四半期の利息以外の費用には、2010 年の買収に関連した約 7 億 5,000 万ユーロが含まれています。利息以外の費用が増加したその他の要因としては、法人・機関投資家ビジネスにおける統合推進による退職金の増加や、その他の効率性向上に向けた施策の実施による費用増が挙げられます。

2010 年通年の利息以外の費用は、2009 年通年の 201 億ユーロから 16%増加し、233 億ユーロとなりました。前年からの増加分の約半分は、2010 年の買収に関わるものです。また、2010 年の報酬費用は、前述の報酬制度の変更を受けた繰延報酬の償却費用の増加を反映していますが、そのなかには、退職金の加速償却の影響も含まれています。利息以外の費用が増加したその他の要因としては、外国為替の影響と、2010 年において IT（情報技術）基盤や事業成長に対する投資額を増やしたことが挙げられます。

2010 年第 4 四半期の税引前利益は、2009 年同四半期の 7 億 5,600 万ユーロから 6%減少し、7 億 700 万ユーロとなりました。

2010 年通年の税引前利益は、40 億ユーロとなりました。ポストバンクやその他買収関連費用を除いたベースでは、税引前利益は、2009 年通年の 52 億ユーロに対し、65 億ユーロとなりました。

2010 年第 4 四半期の純利益は、2009 年同四半期の 13 億ユーロに対し、6 億 500 万ユーロとなりました。2010 年第 4 四半期の希薄化後 1 株当たり純利益は、2009 年同四半期の 1.82 ユーロに対し、0.63 ユーロでした。2010 年第 4 四半期に計上した 1 億 200 万ユーロの法人所得税費用は、米国における税務ポジションの改善による恩恵を受けています。一方、2009 年第 4 四半期には、米国において、それ以前には認識していなかった 7 億 9,000 万ユーロの繰延税金資産の計上によるプラスの影響を受けていました。

2010 年通年の純利益は、2009 年の 50 億ユーロに対し、23 億ユーロとなりました。2010 年通年の希薄化後 1 株当たり純利益は、2009 年の 6.94 ユーロに対し、2.92 ユーロでした。2010 年の法人所得税費用 16 億ユーロは、ポストバンク関連費用として 23 億ユーロを計上したことを主な要因としていますが、2010 年は前年のような税の恩恵はありませんでした。こうした法人所得税費用の計上は、米国における税務ポジションの改善と収益の地理的分散によって一部相殺されています。これに対し、2009 年の法人所得税費用 2 億 4,400 万ユーロは、米国においてそれ以前には認識していなかった繰延税金資産を認識したことや税務調査の解決による恩恵を受けていました。

2010 年末時点の BIS 規制自己資本（Tier 1）比率は、2009 年末の 12.6%から若干低下し、12.3%となりました。コア Tier 1 自己資本比率は、2009 年末時点と同じ 8.7%でした。当行グループは、前述の買収と 2010 年第 4 四半期の 102 億ユーロにのぼる増資を完了して堅実な資本基盤を維持しました。BIS 規制自己資本（Tier 1）は、2009 年末の 344 億ユーロから、2010 年末には 426 億ユーロに増加しました。2010 年末のコア Tier 1 自己資本は、前述の増資を反映して、2009 年末の 238 億ユーロから 300 億ユーロに増加しました。2010 年末のリスク・ウェイトド・アセットは、2009 年末の 2,730 億ユーロに対し、3,460 億ユーロとなりました。これは、ポストバンクを初めて連結対象としたことにより、リスク・ウェイトド・アセットが 600 億ユーロ増

加したことを反映しています。総資産は、2009 年末の 1 兆 5,010 億ユーロから、2010 年末には 1 兆 9,060 億ユーロに増加しました。その増加の半分超は、2010 年の買収に関連したものです。デリバティブおよびその他一定の残高のネッティングを反映した調整ベースでは、前述の買収を主な要因として 2009 年末から 3,190 億ユーロ増加し、1 兆 2,110 億ユーロとなりました。2010 年末時点の当行の定義によるレバレッジレシオ（負債比率）は、2009 年末と同じ 23 倍でした。

部門別業績

法人・機関投資家向けビジネス・グループ部門（CIB）

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）

債券およびその他商品のセールス/トレーディングからの 2010 年第 4 四半期の純収益は、2009 年同四半期の 12 億ユーロから率にして 26%増加し、16 億ユーロとなりました。2009 年同四半期には、主にモノライン保険会社に対する引当金に関連して 2 億 400 万ユーロの評価損（純額）を計上したのに対し、2010 年第 4 四半期には 2 億 200 万ユーロの評価益（純額）を反映しています。外国為替は、取引量の増加がマージンの低下を補い、2009 年同四半期を大きく上回る収益を上げました。マネー・マーケットの収益の増加が顕著となった一方、金利ビジネスでは、量的緩和や欧州の債務問題に市場が反応し、顧客取引が低迷した結果、収益が減少しました。クレジット・トレーディングの収益は、顧客によるフロー取引の減少を、2009 年第 4 四半期の評価損計上に対し、2010 年同四半期には評価益を計上したことによって相殺した結果、2009 年同四半期とほぼ同水準となりました。コモディティーズの収益は、良好な市場環境に支えられ、2009 年同四半期を上回りました。一方、エマージング・マーケットの収益は、ラテン・アメリカに対する投資家の関心の高まりを背景に安定的となりました。

2010 年通年の債券およびその他商品のセールス/トレーディングからの純収益は、2009 年通年の 96 億ユーロから 2%増加し、97 億ユーロとなりました。2009 年の純収益には、主にモノライン保険会社に対する引当金に関連した 10 億ユーロの評価損（純額）と、オカラ・ファンディング LLC に関連した 3 億 5,000 万ユーロの費用が含まれていました。一方、2010 年にはオカラ・ファンディング関連の費用として約 3 億 6,000 万ユーロを計上しましたが、評価損は軽微にとどまりました。マネー・マーケットおよび金利ビジネスは、ビッド/オファー間のスプレッドの低下と、ソブリンリスク問題を背景に顧客取引が低迷したことを受け、大きな減収となりました。クレジット・トレーディングの収益は、過去のポジションの評価損が減少し、フロー取引と仕組み案件の双方で顧客取引が増えたことを背景に、大幅に増加しました。外国為替は、市場環境が正常化に向かうなかでビッド/オファー間のスプレッドが縮小しましたが、力強い市場シェア（出所：ユーロマネー誌）と取引量の増加により、安定した収益を上げました。コモディティーズは、厳しい市場環境の中でも前年を上回る収益を上げました。一方、エマージング・マーケットの収益は、市場環境の悪化を受け 2009 年を下回りました。

株式セールス/トレーディングからの純収益は、2009 年同四半期から 2 億 3,600 万ユーロ、率にして 37%増加し、8 億 7,200 万ユーロとなりました。株式トレーディングは、顧客取引の増加や高水準の手数料収入、新規株式公開（IPO）の増加に伴うトレーディング収益の増加により大幅な増収となりました。株式デリバティブは、仕組み案件への新たな顧客ニーズを主な要因として、収益を拡大しました。プライム・ファイナンスは、競争の激化により相殺されたものの、顧客預かり資産の増加を受け大幅な増収を達成しました。

2010 年通年の株式セールス/トレーディングからの純収益は、2009 年通年の 27 億ユーロから 4 億 5,800 万ユーロ、率にして 17%増加し、31 億ユーロとなりました。株式トレーディングでは、2010 年末にかけて取引が活発化したものの、夏季の落ち込みが影響し、収益は前年比でやや減少となりました。株式デリバティブでは、ビジネスの再構築と、2009 年第 1 四半期に計上したトレーディングの損失が 2010 年同四半期には発生しなかったことから、大幅な増収となりました。プライム・ファイナンスの収益は、前年比でやや増加しました。その要因としては、顧客預かり資産の増加と競争力の向上（出所：グローバル・カストディアン）、新たな商品やサービスの投入が挙げられます。特定の株式自己勘定取引の収益は少額にとどまり、2010 年第 3 四半期をもって業務を終了しました。

オリジネーションとアドバイザリーの 2010 年第 4 四半期の収益は、2009 年同四半期から 3 億 2,600 万ユーロ、率にして 67%増加し、8 億 900 万ユーロとなりました。アドバイザリーからの収益は、取扱高の増加と、特に欧州と米国における市場シェアの拡大を背景に、2009 年同四半期から 73%増加しました。債券オリジネーションからの収益は、2009 年同四半期から 28%増加し、2 億 9,400 万ユーロとなりました。これは、主にハイ・イールド債およびレバレッジド・ローン・シンジケーションにおけるリファイナンスや企業買収（LBO）の増加によるものです。株式オリジネーションからの収益は、特にアジアにおいて IPO が大幅に増加したことを背景として、2009 年同四半期と比べ 125%増加し、3 億 3,400 万ユーロとなりました。（ランキングおよび市場シェアの出所：ディーロジック）

2010 年通年のオリジネーションとアドバイザリーの収益は、2009 年通年から 2 億 8,600 万ユーロ、率にして 13%増加し、25 億ユーロを計上しました。2010 年に、当行はで上位 5 位内に入るという目標を達成し、その地位を維持しました。グローバルで、2009 年の第 7 位に対し、第 5 位になり、オリジネーションとアドバイザリーの全て商品分野で上位 5 位内を占めています。アドバイザリーの収益は、2009 年から 43%増加し、5 億 7,300 万ユーロを計上しました。M&A では 2009 年より大幅に改善し、EMEA（欧州・中東・アフリカ）地域で第 1 位、米州で第 6 位、グローバルで第 5 位となりました。債券オリジネーションの収益は、2009 年と比べ 6%増加し、12 億ユーロを計上しました。投資適格債とハイ・イールド債で第 4 位、レバレッジド・ローンで第 5 位となりました。株式オリジネーションは、2009 年と比べ取引量が減少したものの、収益は前年比で 6%増加し、7 億 600 万ユーロとなりました。EMEA 地域で第 1 位、米国で第 5 位、グローバルでは 2009 年の第 9 位から第 5 位に上昇しました。（ランキングおよび市場シェアの出所：ディーロジック）

貸出しからの 2010 年第 4 四半期の収益は、2009 年同四半期から 6,000 万ユーロ、率にして 16%減少し、3 億 1,600 万ユーロとなりました。2010 年通年の貸出しからの収益は、2009 年と比べ 2 億 1,300 万ユーロ、率にして 11%減少し、17 億ユーロを計上しました。これらの減収の主な要因としては、公正価値で保有する新規貸出しおよび貸付限度額に生じた評価損が挙げられます。

その他商品からの 2010 年第 4 四半期の純収益は、2009 年同四半期から 1,200 万ユーロ、率にして 10%増加し、1 億 3,000 万ユーロとなりました。また、2010 年通年のその他商品からの純収益は、前年より 5 億 7,900 万ユーロ増加し、4 億 2,800 万ユーロとなりました。この増加の要因としては、2009 年第 1 四半期にザ・コスモポリタン・リゾート・アンド・カジノの不動産に関連した 5 億ユーロの減損やプライベート・エクイティ投資に関連した損失などがあります。

CB&S の 2010 年第 4 四半期の**信用リスク引当金繰入額**は、2009 年同四半期の 3 億 4,500 万ユーロ（純額）に対し、7,500 万ユーロ（純額）となりました。また、2009 年の 18 億ユーロ（純額）に対し、2010 年通年の信用リスク引当金繰入額は 3 億 4,800 万ユーロ（純額）になりました。前年

と比べての 2010 年第 4 四半期及び 2010 年通年で減少は、IAS(国際会計基準)第 39 号に基づき区分変更された資産に関連した信用リスク引当金が減少したことに起因しています。

2010 年第 4 四半期の利息以外の費用は、前年同四半期から 9 億ユーロ、率にして 42%増加し、30 億ユーロを計上しました。これは前年同四半期には主に繰延報酬比率の増加を内容とする報酬体系の変更による恩恵を受けていたことによるものです。利息以外の費用のその他の増加要因としては、統合や業務拡大に伴う退職費用の増加が挙げられます。

2010 年通年の利息以外の費用は、前年から 11 億ユーロ、率にして 10%増加し、120 億ユーロとなりました。2010 年の報酬費用は、前述の報酬体系の変更に伴い、退職金の加速償却など繰延報酬償却費用の増加の影響を受けました。さらに、ビジネスの成長や戦略的施策の実施、包括的なコスト削減への取り組み、為替相場の動向なども利息以外の費用の増加に繋がりました。こうした費用の増加は、2009 年に発生した訴訟和解金 3 億 1,600 万ユーロや、個人投資家に対する特定の金融商品の買戻し申し入れに関連する 2 億ユーロの費用計上が 2010 年にはなかったことで、一部相殺されました。

2010 年第 4 四半期の CB&S の税引前利益は、2009 年同四半期の 3 億 9,800 万ユーロに対し、6 億 2,500 万ユーロとなりました。2010 年通年の税引前利益は、2009 年の 35 億ユーロから 51 億ユーロとなりました。

グローバル・トランザクション・バンキング (GTB)

GTB の 2010 年第 4 四半期の純収益は、2009 年同四半期から 2 億 5,200 万ユーロ、率にして 40%増加し、8 億 8,100 万ユーロとなりました。この増収は、主に、ABN アムロから買収したオランダにおける商業銀行事業によるものです。また、GTB における全ビジネス部門で 2009 年同四半期を上回る収益を達成しました。法人信託サービスは、複数の大規模な IPO でカストディアンに任命されるなど、特にアジアにおける活況を背景に、四半期としては過去最高の業績となりました。貿易金融は、国際貿易関連の商品およびファイナンスに対する需要が引き続き堅調であったことにより、好調に推移しました。

2010 年通年の GTB の純収益は、2009 年から 8 億 3,000 万ユーロ、率にして 32%増加し、過去最高の 34 億ユーロとなりました。ABN アムロから買収した前述の事業が 2010 年から連結対象となったことに伴う負ののれん 2 億 1,600 万ユーロの計上などの買収による影響を除いても最高の収益となっています。GTB の全ビジネス部門で好調な業績をあげたことで、主に法人信託サービス、貿易金融、キャッシュ・マネジメント・ビジネスに悪影響のある低金利環境が続いたことによる影響を相殺しました。

GTB の 2010 年第 4 四半期の信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期から 5,600 万ユーロ増加し、6,800 万ユーロを計上しました。これは主に、ABN アムロから買収した商業銀行事業および特定の顧客に関連するものです。2010 年通年の信用リスク引当金繰入額は、ABN アムロから買収した商業銀行事業を主要要因として、2009 年と比べ 1 億 1,300 万ユーロ増加し、1 億 4,000 万ユーロとなりました。

2010 年第 4 四半期の利息以外の費用は、2009 年同四半期から 2 億 8,100 万ユーロ、率にして 64%増加し、7 億 1,900 万ユーロとなりました。この増加は主に、ABN アムロから買収した商業銀行事業に関連する管理・統合費用および管理部門とセールス部門の再編に伴う退職費用 1 億 3,000 万ユーロを計上したことによるものです。2010 年通年の GTB の利息以外の費用は、前述の

買収および退職費用を主な要因として、2009年と比べ6億600万ユーロ、率にして34%増加し、24億ユーロとなりました。

2010年第4四半期の税引前利益は、2009年同四半期から8,600万ユーロ、率にして48%減少し、9,400万ユーロとなりました。2010年通年の税引前利益は、2009年通年の7億9,500万ユーロから1億1,000万ユーロ、率にして14%増加し、9億500万ユーロとなりました。

個人・資産運用ビジネス・グループ部門 (PCAM)

資産運用およびウェルス・マネージメント部門 (AWM)

2010年第4四半期のAWMの純収益は、2009年同四半期から2億4,100万ユーロ、率にして31%増加し、10億ユーロを計上しました。当該四半期の収益には、サル・オープンハイム/BHFの買収に関連した1億5,500万ユーロが含まれていますが、これは主に、プライベート・ウェルス・マネージメント (PWM) の売買一任勘定ポートフォリオ・マネージメント/ファンド・マネージメント (前年同四半期から6,000万ユーロの増加) やクレジット商品 (前年同四半期から3,000万ユーロの増加)、その他商品 (BHF関連の6,200万ユーロの減損にもかかわらず、前年同四半期から6,200万ユーロの増加) からの収益に反映されています。また、資産運用 (AM) の売買一任勘定ポートフォリオ・マネージメント/ファンド・マネージメントにおける2010年第4四半期の預かり資産ベースの手数料および運用報酬 (前年同四半期から5,800万ユーロ、率にして14%増加) もAWMの収益の伸びに寄与しました。さらに、アドバイザー/ブローカレッジからの収益は、顧客取引の増加と市場環境の改善を受け、2009年同四半期から3,500万ユーロ、率にして20%増加しました。預金・支払いサービスからの収益は、マージンの低下を反映し、2009年同四半期より若干減少しました。

2010年通年のAWMの純収益は、2009年から12億ユーロ、率にして46%増加し、39億ユーロを計上しました。この増収は、PWMにおける前述の買収に関連する6億4,600万ユーロの収益と、2009年にはRREEF関連の不動産投資における減損を計上していたことによるものです。増加のその他の要因としては、市場環境の改善を背景とした手数料収入の増加が挙げられます。

2010年第4四半期の信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期から1,300万ユーロ増加し、1,700万ユーロを計上しました。2010年通年の信用リスク引当金繰入額は、4,300万ユーロで、前年から2,700万ユーロ増加し、4,300万ユーロとなりました。これらの増加はいずれも、主にサル・オープンハイム/BHFの買収に関連するものです。

2010年第4四半期の利息以外の費用は、2009年同四半期から5億8,700万ユーロ、率にして128%増加し、10億ユーロとなりました。この増加の主な要因としては、PWMが、2010年第4四半期にサル・オープンハイム/BHFに関連した3億2,300万ユーロの費用を計上したこと、および2009年第4四半期にはAMにおいて無形資産の減損の戻入れとして2億9,100万ユーロを計上したことによる恩恵の影響があったという2つが挙げられます。これらの要因を除くと利息以外の費用は前年同四半期より減少しましたが、これは主にAMにおける効率性の向上に向けた施策の効果によるものです。

2010年通年の利息以外の費用は、2009年から13億ユーロ、率にして52%増加し、38億ユーロとなりました。増加の主な要因としては、2010年に買収に関連した9億8,600万ユーロの費用を計上したことと、2009年には無形資産の減損の戻入れによる影響があったことが挙げられます。

AWMは2010年第4四半期に、3,600万ユーロの税引前損失を計上しました。これには、サル・オープンハイム/BHF関連の1億8,000万ユーロの損失が反映されています。2009年同四半期には、3億

2,500万ユーロの税引前利益を計上しましたが、これにはAMの無形資産に関連した2億9,100万ユーロにのぼるプラスの効果が反映されていました。

2010年通年では、サル・オッペンハイム/BHF関連の3億6,800万ユーロの損失を反映した結果、1億ユーロの税引前利益となりました。2009年通年の税引前利益は2億ユーロでした。

2010年12月31日時点のAWMの運用資産は、2010年9月末から270億ユーロ増加し、8,730億ユーロとなりました。AMの運用資産は、為替の変動や相場の上昇、40億ユーロの純資金流入により、170億ユーロ増加しました。PWMの運用資産は、相場の上昇と2010年第4四半期におけるユーロの下落を受け、100億ユーロの増加となりました。AWMの運用資産は、2010年通年で1,880億ユーロ増加しました。これには、サル・オッペンハイム/BHFの買収による1,120億ユーロの運用資産（うち、サル・オッペンハイム関連が680億ユーロ、BHF関連が450億ユーロ）が含まれます。その他の増加要因としては、相場の上昇とユーロの下落が挙げられます。一方、AWMは2010年通年で25億ユーロの純資金流出となりました。これは、主に米州における資金流出の影響を受けたものですが、その大半は欧州における資金流入と米州での保険により相殺されました。

個人顧客および中堅企業部門（PBC）

2010年第4四半期の業績には、2010年12月3日以降、初めて連結対象となったポストバンクの影響が含まれています。これにより、純収益は4億1,400万ユーロ増加しましたが、これは暫定的にその他商品からの収益として報告されています。このように、ポストバンクは、PBCの2010年第4四半期の収益に大きく貢献し、PBCの純収益は2009年同四半期の14億ユーロに対し、4億3,300万ユーロ、率にして31%増加し、18億ユーロとなりました。さらに、この増収には、2010年第4四半期に4億9,500万ユーロと四半期の収益としては過去最高を記録した預金・支払いサービスからの増収分6,600万ユーロが含まれています。預金・支払いサービスからの収益は、2009年同四半期から16%増加しましたが、これは主に預金マージンの拡大に起因しています。クレジット商品からの収益は、マージンの低下によって、2009年同四半期と比べ2,200万ユーロ、率にして4%減少しました。売買一任勘定ポートフォリオ・マネジメント/ファンド・マネジメントからの収益は、2009年同四半期とほぼ同水準となった一方、アドバイザリー/ブローカレッジからの収益は証券ブローカレッジに牽引され、2009年同四半期から800万ユーロ、率にして4%増加しました。

2010年通年の純収益は、2009年通年から5億6,000万ユーロ、率にして10%増加し、61億ユーロとなりました。この増加は、主に、前述のポストバンクの連結とマージンの改善を背景とした預金からの増収によるものです。

2010年第4四半期の信用リスク引当金繰入額は、2億4,000万ユーロを計上しましたが、5,600万ユーロはポストバンクに関連したものです。ポストバンクの影響を除いたベースでは、2009年同四半期と比べ1,400万ユーロ、率にして7%減少しました。諸施策の実施により、スペイン、ポーランド、インドの信用リスク引当金繰入額は大幅な減少となりましたが、その一部はドイツとイタリアにおける特定の引当水準の引き上げによって相殺されました。

2010年通年の信用リスク引当金繰入額は、2009年通年から4,300万ユーロ、率にして6%減少し、7億4,600万ユーロとなりました。

2010年第4四半期の利息以外の費用は、2009年同四半期から2億800万ユーロ、率にして18%増加し、14億ユーロを計上しました。この増加は、ポストバンクの連結に関連した3億2,000万ユ

ーロの利息以外の費用を含んでいます。ポストバンク関連を除いたベースでは、2009 年同四半期には退職費用をより多く計上していたため、同四半期と比べ減少となりました。

2010 年通年の利息以外の費用は、2009 年から 1 億 6,500 万ユーロ、率にして 4%増加し、45 億ユーロを計上しました。この増加は、主に前述のポストバンクの連結によるものです。ポストバンクの影響を除いたベースでは、退職金支払いが 1 億 6,000 万ユーロ減少したことを反映し、前年に比べ 1 億 5,500 万ユーロの減少となりました。

2010 年第 4 四半期の PBC の税引前利益は、前年同四半期比から 1 億 7,500 万ユーロ増加し、2 億 2,200 万ユーロとなりましたが、その増加分の内 3,000 万ユーロはポストバンクに関連したものです。2010 年通年の税引前利益は、2009 年から 4 億 3,200 万ユーロ増加し、8 億 9,000 万ユーロとなりました。

2010 年第 4 四半期末の PBC の運用資産は、2010 年第 3 四半期末ならびに 2009 年第 4 四半期末と比べ、各々 1,120 億ユーロ増加し、3,060 億ユーロとなりました。この増加は、ポストバンク買収に関連した 1,050 億ユーロを含んでいるほか、2010 年第 4 四半期に主に預金において 40 億ユーロ、2010 年通年では 20 億ユーロの純資金流入となったことを受けたものです。その他の増加要因としては、2010 年第 4 四半期、2010 年通年のいずれも、相場上昇の恩恵を受けたことが挙げられます。

2010 年末時点における PBC の顧客総数は、2,880 万となりましたが、その内 1,420 万はポストバンクに関連するものです。

コーポレート・インベストメンツ・グループ部門 (CI)

コーポレート・インベストメンツ (CI) は、2009 年第 4 四半期に 1,100 万ユーロの純損失を計上したのに対し、2010 年第 4 四半期には 5,200 万ユーロの純損失を計上しました。2010 年第 4 四半期の純収益は、統合前のポストバンクに関連するプット/コールオプションによる 8,300 万ユーロの損失 (2010 年 12 月以降は PBC に移管) の影響を受けました。一方、2009 年第 4 四半期の純収益は、ザ・コスモポリタン・リゾート・アンド・カジノの不動産に関連する 7,500 万ユーロの減損を含んでいました。

2010 年通年の純損益は、2009 年通年の 10 億ユーロの純収益に対し、20 億ユーロの純損失となりました。2009 年および 2010 年の収益は共に、ポストバンクへの投資の影響 (2010 年第 3 四半期における 23 億ユーロの費用計上、および 2009 年における収益にプラスに作用する複数の要因を含む) を大きく受けています。

利息以外の費用は、2009 年第 4 四半期に 9,100 万ユーロを計上したのに対し、2010 年第 4 四半期には 2 億 4,000 万ユーロを計上しました。この増加の要因としては、特にザ・コスモポリタン・リゾート・アンド・カジノの不動産 (2010 年 12 月に営業開始) といった連結対象となる投資に関連した営業費用の増加が挙げられます。2010 年第 4 四半期には、建物・スペースの最適化に関する費用の増加も反映されています。

2010 年通年の利息以外の費用は、2009 年通年の 5 億 8,100 万ユーロに対し、6 億 3,700 万ユーロとなりました。この増加は、主に、前述の 2010 年第 4 四半期の要因によるものです。2009 年の利息以外の費用は、マヘル・ターミナルズ (Maher Terminals) への投資に関連したのれんの減損 1 億 5,100 万ユーロを含んでいました。

CI は、2009 年第 4 四半期には 1 億 300 万ユーロの税引前損失を計上したのに対し、2010 年第 4 四半期には 2 億 9,600 万ユーロの税引前損失を計上しました。

2009 年通年で 4 億 5,600 万ユーロの税引前利益を計上したのに対し、2010 年通年では、前述のポストバンク買収に関連した 23 億ユーロの費用を反映し、26 億ユーロの税引前損失を計上しました。

連結および調整

2010 年第 4 四半期の「連結および調整」の税引前損益は、2009 年第 4 四半期に 9,100 万ユーロの税引前損失を計上したのに対し、9,800 万ユーロの税引前利益を計上しました。両期間の業績は、共に、マネジメントレポートと IFRS（国際財務報告基準）で適用する会計基準が異なることによる影響を受けています。その影響は、主にユーロおよび米ドルの短期金利動向に関連するものです。

2010 年通年では、2009 年通年の 2 億 2,600 万ユーロの税引前損失に対し、3 億 6,300 万ユーロの税引前損失を計上しました。

本リリース記載の数字は暫定的かつ未監査です。2010 年の年次報告書および Form 20-F は 2011 年 3 月 15 日に公表される予定です。当決算に関する詳細は、2010 年第 4 四半期の補足財務データをご参照ください。ドイツ銀行 AG のホームページ http://www.db.com/ir/en/content/reports_2010./htm より入手可能です。

本件に関するお問い合わせ先：
広報部
電話：（03）5156-7704

プレスコンファレンスおよびアナリスト向けコンファレンスコールは、本日午前 10 時と午後 2 時（CET：中央ヨーロッパ標準時）に開催されます。当該コンファレンスの内容は、ホームページ www.db.com より配信されます。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれる結果とは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場の変動、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2010年3月16日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれている可能性があります。IFRSに基づき報告された数字との比較には、同じく www.deutsche-bank.com/ir から入手可能な2010年第4四半期決算補足財務データをご参照ください。

以 上

資料

ドイツ銀行グループ損益計算書（未監査）

損益計算書				
単位: 百万ユーロ	2010年12月31日に 終了した3ヵ月	2009年12月31日に 終了した3ヵ月	2010年通年	2009年通年
純利息収益	4,521	2,720	15,583	12,459
信用リスク引当金繰入額	406	560	1,274	2,630
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	4,115	2,160	14,309	9,829
手数料およびフィー収益	3,055	2,203	10,669	8,911
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債 に係る純利益（損失）	(169)	568	3,354	7,109
売却可能金融資産に係る純利益（損失）	15	(5)	201	(403)
持分法適用投資に係る純利益（損失）	32	9	(2,004)	59
その他の収益（損失）	(27)	40	764	(183)
利息以外の収益合計	2,906	2,815	12,984	15,493
給与手当	3,077	2,354	12,671	11,310
一般管理費	3,055	2,041	10,133	8,402
保険業務に係る費用	182	115	485	542
無形資産の減損	-	(291)	29	(134)
再構築費用	-	-	-	-
利息以外の費用合計	6,314	4,219	23,318	20,120
税引前利益	707	756	3,975	5,202
法人所得税費用（ベネフィット）	102	(554)	1,645	244
純利益	605	1,310	2,330	4,958
非支配持分株主に帰属する純利益（損失）	4	(6)	20	(15)
ドイツ銀行株主に帰属する純利益	601	1,316	2,310	4,973

資料

ドイツ銀行グループ主要財務指標（未監査）

	2010年 第4四半期	2009年 第4四半期	増減 (前年同四半期比)
ドイツ銀行株式 株価（期末） ⁽¹⁾	€ 39.10	€ 44.98	(13) %
ドイツ銀行株式 高値 ⁽¹⁾	€ 42.93	€ 53.05	(19) %
ドイツ銀行株式 安値 ⁽¹⁾	€ 35.93	€ 41.23	(13) %
基本的1株当たり利益 ⁽²⁾	€ 0.65	€ 1.89	(66) %
希薄化後1株当たり利益 ⁽²⁾⁽³⁾	€ 0.63	€ 1.82	(65) %
平均流通普通株式数（基本的、百万株） ⁽²⁾	920	695	32 %
平均流通普通株式数（希薄化後、百万株） ⁽²⁾	948	721	31 %
平均株主持分合計利益率（税引後）	5.2 %	14.9 %	(9.7) ppt
税引前平均株主持分合計利益率	6.0 %	8.7 %	(2.7) ppt
税引前平均アクティブ資本利益率	6.1 %	8.6 %	(2.5) ppt
基本的流通株式1株当たり純資産 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	€ 52.73	€ 52.65	0 %
費用/収益比率 ⁽⁶⁾	85.0 %	76.2 %	8.8 ppt
報酬比率 ⁽⁷⁾	41.4 %	42.5 %	(1.1) ppt
非報酬比率 ⁽⁸⁾	43.6 %	33.7 %	9.9 ppt
純収益合計 単位：百万ユーロ	7,427	5,535	34 %
信用リスク引当金繰入額 単位：百万ユーロ	406	560	(28) %
利息以外の費用合計 単位：百万ユーロ	6,314	4,219	50 %
税引前利益 単位：百万ユーロ	707	756	(6) %
純利益 単位：百万ユーロ	605	1,310	(54) %
資産合計 ⁽⁹⁾ 単位：十億ユーロ	1,906	1,501	27 %
株主持分合計 ⁽⁹⁾ 単位：十億ユーロ	49.2	36.6	34 %
コアTier 1自己資本比率 ⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾	8.7 %	8.7 %	0.0 ppt
Tier 1 自己資本比率 ⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾	12.3 %	12.6 %	(0.3) ppt
拠点数 ⁽⁹⁾	3,083	1,964	57 %
内、ドイツ国内の拠点数	2,087	961	117 %
従業員数（常勤相当） ⁽⁹⁾	102,062	77,053	32 %
内、ドイツ国内の従業員数	49,265	27,321	80 %
長期格付 ⁽⁹⁾			
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	Aa3	Aa1	
スタンダード・アンド・プアーズ	A+	A+	
フィッチ・レーティングス	AA-	AA-	

- (1) 比較の為、株価は2010年10月6日より前の全期間にわたって調整されている。これは、増資に関連した新株予約権発行の影響を反映したものである。
- (2) 平均基本的/希薄化後流通株式数は、2010年10月6日より前の全期間にわたって調整されている。これは、増資に関連した新株予約権発行のボーナス要素による影響を反映したものである。
- (3) 希薄化後1株当たり利益は、想定される転換による分子への影響を含む。
- (4) 基本的流通株式1株当たり純資産は、株主持分を流通株式数で除したものと定義される（共に期末現在）。
- (5) 比較の為、流通株式数は2010年10月6日より前の全期間にわたって調整されている。これは、増資に関連した新株予約権発行の影響を反映したものである。
- (6) 費用/収益比率は、利息以外の費用の、収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前純利息収益に利息以外の収益を加えた額）に対する比率。
- (7) 報酬比率は、給与手当の収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前純利息収益に利息以外の収益を加えた額）に対する比率。
- (8) 非報酬比率は、報酬および利息以外の費用（利息以外の費用合計から給与手当を差し引いた額）の収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前純利息収益に利息以外の収益を加えた額）に対する比率。
- (9) 期末時点。
- (10) 自己資本比率は、Tier 1、コアTier 1 各々の自己資本を、クレジット/市場/オペレーショナルリスクに対するリスク・ウェイト・アセットに関連付けている。ドイツ銀行法セクション64h(3)における経過措置項目を除く。

株価情報の出所：トムソン・ロイター。高値および安値は、Xetraにおける日中取引最高値／最安値を表示

- * 本資料に掲載されている数字は四捨五入をしているため、必ずしも合計金額と一致するものではなく、比率も絶対値を正確には反映しておりません。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2009年12月31日現在 1兆5,010億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2009年12月31日現在で、ドイツ銀行は、フルタイム換算で77,053名の従業員を雇用し、世界72か国で1,964を超える支店（そのうち49%はドイツ国内）を運営している。ドイツ銀行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

2. 主要な経営指標等の推移

（便宜上記載されている日本円金額は、2010年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝112.20円）により計算されている。）

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
利息以外の収益合計	19,639 (22,035)	21,560 (24,190)	21,980 (24,662)	1,160 (1,302)	15,493 (17,383)
税引前利益（損失）	6,112 (6,858)	8,339 (9,356)	8,749 (9,816)	-5,741 (-6,441)	5,202 (5,837)
当期純利益（損失）（注2）	3,529 (3,960)	6,079 (6,821)	6,510 (7,304)	-3,896 (-4,371)	4,958 (5,563)
普通株式	1,420 (1,593)	1,343 (1,507)	1,358 (1,524)	1,461 (1,639)	1,589 (1,783)
株主持分合計	29,936 (33,588)	33,169 (37,216)	37,893 (42,516)	30,703 (34,449)	36,647 (41,118)
資産合計	992,161 (1,113,205)	1,520,580 (1,706,091)	1,925,003 (2,159,853)	2,202,423 (2,471,119)	1,500,664 (1,683,745)
BIS規制自己資本比率（Tier1／Tier2／Tier3合計）（%）	13.5	12.5	11.6	12.2	13.9
1株当たり株主持分 （ユーロ（円））	59.21 (6,643)	70.35 (7,893)	79.32 (8,900)	52.59 (5,901)	57.81 (6,486)
基本的1株当たり利益（損失） （ユーロ（円））	7.62 (855)	12.96 (1,454)	13.65 (1,532)	-7.61 (-854)	7.92 (889)

（注1）2009、2008および2007事業年度の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示された。比較のため、2006年度に関する連結財務諸表もまた、IFRSに基づき準備された。2006年12月31日まで、連結財務諸表は、米国で一般に認められた会計原則（U.S. GAAP）に基づき作成されていた。上記の表では、2009年度、2008年度、2007年度および2006年度についてはIFRSに基づき、また、2005年度および2004年度については、U.S. GAAPに基づき表示されている。

（注2）当期純利益（損失）のうち、-15百万ユーロ、-61百万ユーロ、36百万ユーロおよび9百万ユーロは、それぞれ2009年度、2008年度、2007年度および2006年度の少数株主に帰属する純利益（損失）である。U.S. GAAPでは、少数株主に帰属する純利益は費用として計上されている。

(b) ドイツ銀行

(単位：百万ユーロ (億円))

年 度	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
収益合計	48,231 (54,115)	51,750 (58,064)	58,257 (65,364)	56,419 (63,302)	32,513 (36,480)
営業利益 (損失)	9,951 ^(注3) (11,165)	6,569 (7,370)	5,371 (6,026)	-5,407 (-6,067)	718 (806)
当期純利益 (損失)	3,672 (4,120)	4,280 (4,802)	2,757 (3,093)	-2,185 (-2,452)	1,173 (1,316)
資本金	1,420 (1,593)	1,343 (1,507)	1,358 (1,524)	1,461 (1,639)	1,589 (1,783)
資産合計	1,429,341 (1,603,721)	1,454,664 (1,632,133)	1,790,676 (2,009,138)	2,250,665 (2,525,246)	1,538,623 (1,726,335)
純資産額	20,893 (23,442)	21,965 (24,645)	23,181 (26,009)	20,942 (23,497)	22,764 (25,541)
1株当たり純資産額 (注1) (ユーロ (円))	32.72 ^(注4) (3,671)	38.03 (4,267)	39.20 (4,398)	36.14 (4,055)	35.39 (3,971)
1株当たり利益 (損失) (ユーロ (円))	7.14 ^(注4) (801)	8.16 (916)	5.20 (583)	-3.83 (-430)	1.89 (212)
1株当たり配当 (ユーロ (円))	2.50 (281)	4.00 (449)	4.50 (505)	0.50 (56)	0.75 (84)
配当性向 (%)	35.0	49.0	86.5	N/A	39.7
従業員数 (人) (注2)	25,927	25,975	28,013	29,434	28,497

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) フルタイム換算の平均従業員数。

(注3) 当行のトレーディング業務の評価方法の変更、およびリスク調整時価方式の採用が、9,951百万ユーロに上る営業利益に主要な貢献を果たした。

(注4) 2006年1月24日、取締役会が当行の自己株式4,000万株を消却する旨の決議を行ったことを考慮している。自己株式の消却後の発行済株式数は、514,535,270株であり、配当可能利益を除外した資本金および準備金は、16,837百万ユーロであった。